

6月17日
令和2年4月17日判決言渡し・同日判決原本領收 裁判所書記官 濱岡伸一

平成30年(ワ)第359号慰謝料請求事件

口頭弁論終結の日 令和2年2月20日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原 告 今 井 豊

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国 三 好 雅 子

同代表者法務大臣 三 平 田 圭 寿

同 指 定 代 理 人 飯 出 元 夫

梨 本 博 之

杉 山 輝

M-1ST

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、10万円を支払え。

(原告は、今回は総額100兆円の一部請求であるとする。)

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が、前橋地方検察庁及び最高検察庁の職員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に原告に損害を加えた等と主張して、被告に対し、上記損害の一部である10万円の支払を求める事案である。

2 当事者の主張

(原告の主張)

別紙訴状M（第1の部分を除く。）、訴状M補足説明書及びM準備書面(1)記載のとおり。

(被告の主張)

(1) 全体として記載の趣旨が明らかでないが、被告が原告に対して賠償責任を負うという主張であれば全体として争う。事実については、原告が前橋地方検察庁に「告訴状」、「告訴状III」及び「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面等を複数回にわたって持参し又は郵送したこと、前橋地方検察庁がこれらの書面について「犯罪事実が特定されていません」として返戻したこと、原告が最高検察庁に平成30年8月3日付で「告訴状A」ないし「告訴状M」と題する書面等を郵送したこと並びに最高検察庁がこれらの書面について「具体的な犯罪事実が判然としない」として返戻したことは認め、その余の事実は否認、不知又は認否の限りでない。

(2) 原告の主張は不明確な点も多いが、善解すると、前橋地方検察庁及び最高検察庁が原告の「告訴状」と題する書面等を告訴として受理しなかったこと（受理することができる内容となるように助言しなかったことを含む。）が違法であり、これにより損害を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償請求をするものと考えられる。

しかし、告訴を端緒とした捜査等によって受ける利益は「法律上保護された利益」ではないから、告訴が受理されること自体も「法律上保護された利益」ではなく、告訴が受理されなかつたこと（受理することができる内容となるように助言しなかったことを含む。）について、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできず、原告の主張は失当である。

なお、原告が前橋地方検察庁及び最高検察庁に持参し又は郵送した「告訴状」と題する書面等については、担当職員が書面の内容を精査したものの、告訴の対象となる犯罪事実が判然とせず、特定されているとは認められなか

ったことから、前橋地方検察庁及び最高検察庁はこれを受理せず、その旨を説明する文書を原告に送付し、原告作成の文書を返戻したものであり、これらの対応は妥当である。

第3 当裁判所の判断

1 犯罪の捜査及び検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益又は損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与える、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではない。したがって、被害者又は告訴人は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の不起訴処分の違法を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないというべきである（最高裁判所平成元年(オ)第825号平成2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161頁参照）。そして、このことからすれば、被害者等が告訴の受理（受理することができる内容となるように助言を受けること）によって受ける利益もまた法律上保護された利益ではないというべきである。

上記の理は、犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付隨する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法の改正による公判手続における被害者参加制度の創設、被害者等通知制度の実施等、近時の犯罪被害者等保護法制の整備の動向を考慮しても、同様である。

そうすると、国家賠償法1条1項の適用に関する原告の主張は、それ自体失当である。

2 また、原告が前橋地方検察庁及び最高検察庁に提出した書面の内容（甲6, 11, 15, 16, 18）、前橋地方検察庁及び最高検察庁が原告に送付した書面の内容（甲2～4, 7, 10, 13, 17）及び原告と前橋地方検察庁の

職員とのやりとりの内容（甲1の1・2, 5の1・2, 8, 9の1・2, 12の1・2, 14の1・2）を総合しても、前橋地方検察庁及び最高検察庁の職員の原告に対する言動について、虚偽を用いて差別したとか、原告の抗議、被害申出、不起訴理由の告知の要請等を無視したとか、原告の告訴を妨害したとか、不当な発言をした等と評価することはできない。

原告の主張中には、上記職員の行為の違法を基礎付けるものとして、当該職員又は前橋地方検察庁若しくは最高検察庁の作為義務、応答義務等を主張するとみられる部分もあるが、いずれも原告独自の見解に基づくものといわざるを得ず、採用することができない。

原告の主張する「包囲網」（原告は、「男なら女からのSEX要求に応えるのが当然だ」という慣習上の偏見に基づき、これに応えなかった原告に対し、一貫して差別及び迫害を続け、国家機関を含む公的機関の職権を濫用して脅迫及び隠ぺいを続ける存在を「包囲網」と主張するものと解される。）についても、本件全証拠を総合しても、その存在を認めることができない。

3 以上によれば、国家賠償法1条1項に基づく原告の請求は理由がなく、その余の請求（根拠法令については、別紙訴状Mの第2の部分参照）についても理由がないことは明らかである。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第2部

裁判官

菅家忠行

訴状M

第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

第2 請求の原因

前橋地方検察庁・告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、タカハシ(20170401～20180331)、イチカワ、サトウ(20180401～)や最高検察庁(被疑者不詳)らは、後述のように不当に告訴を妨害しました。切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反です。つまり事件性の隠蔽であり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。日本では、告訴による適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは 25 条)の侵害です。更に、生命に対する権利(日本国憲法第 13 条)と平等権(日本国憲法第 14 条)の侵害です。これらより民法 709 条の一般不法行為に当ります。これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。また脅迫者達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。よって、
①日本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項または、
②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、
③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

前橋地方検察庁の違法性

要するに、一度も合理性を示さないまま極めて恣意的な不合理な判断を続けてきました。なお、判断の合理性を示すには、恣意性一覧表のような形で、数字で示すしかないと思います。これらは事実を否定する判断を続けたことによる適正な手続きを受ける権利の行使の妨害です。主な論点は、事件性の認識が異常であったことと、不当な妨害行為を行ったことです。被告らが包囲網として行動したということです。包囲網はこれまで常に一貫して、「私を人間扱いしない対応」を続けてきました。言い換えると、こうした「ありえない対応」によって私に威力を示して脅迫」し続けてきました。つまりその無言の脅迫の意図は「どうせお前はそのうち我々の誰かに殺されるのだから、人間扱いする必要など無い」ということです。これらの違反の類型的説明は被害届 2018 の違反の概要にて記述のとおりです。

私は2017年3月以降これまでに、のべ20回以上も同庁を往訪して告訴状を提出しましたがそのたびに差戻しされ、未だに一つも正式に受理されておりません。

彼らの隠蔽の意図は訴えた内容と経過した月日が証明していると思います。

以下のI～IVによって不当に私の告訴を妨害し、不当性を演出して包囲網の威力を示して私の生命への脅迫を行ったこと

I 私の切迫した生命の危機を無視したこと(時系列④～⑯、甲1～14)

私はいくつもの生命への脅迫被害とそれを摘発すべき警察組織の麻痺を訴え続けて来ました。

生命の危機は特に告訴状Bの猟銃脅迫事件において顕著であり、狙撃グループが今尚、禁猟期間中の威嚇発砲やつきまといを繰り返しているのに、警察がその緊急通報すら完全に無視しています。

告訴状A～Eは全て生命への脅迫であり、また、三県警による一貫した無視であり隠蔽です。

検察の職責としては直接的に個人の生命の保護を求める規定は無いと思いますが、警察組織が麻痺している状況において被害を放置した場合の結果は容易に予見できたはずです。

つまり地検も言わば緊急通報を無視したのと同じ状況ですから、反射的利益を超えた生命に対する権利(日本国憲法第13条や自由権規約第6条)の侵害です。

II 事件性の判断を回避し続けたこと(時系列④～⑯、甲1～14)

肝心なのは、地検には常に最新の告訴状や情報を提示してきたということです。

つまり、私が掲げた罪名と事実経過の記載内容から捜査機関としての彼らの職権で充分に事件性(犯罪性)を感知できたはずなのにしなかったことは故意または過失に当るということです。

彼らはこれまで、「まだ事件性を判断する段階ではありません」という言葉を繰り返してきました(時系列⑧ほか、甲5ほか)

「そのように段階分けして判断してよいという根拠はありますか?」と私が訊ねても、

「根拠は無いが、我々としてはそれを不当だとは思っていません」と彼らは繰り返して来ました。

しかし国民の生命を犠牲にして成り立つ国家はなく、この返事にそもそも正当性はありません。

それに、主張していた包囲網の存在は公益の侵害そのものですから最優先のはずであり不審です。

さらに、彼らが私の主張や事件性を否定する根拠を示したことはこれまで一度も無いのです。

記載している時系列的事実そのものは当初からあまり変わっていません。

それらから予見可能性の問題として犯罪があると推定できたはずです。

各告訴状は恣意性一覧表の通り、それぞれ単独で確信を得られるだけの恣意性を備えています。

それらを総合した場合の包囲網実在の恣意性を否定するのは不可能だと思います。

また、被害届2018の中の「早急な捜査着手の要請」欄(最新版にはありません)にずっと前から明記していた通り、公益侵害を訴え、生命の危機を訴え、更には個別の違法行為の数々を列挙していました。

これらは刑事訴訟法第239条2への違反に基く告訴による適正な手続きを受ける権利の侵害です。

職責の司法官性を盾に取って捜査機関としての自主的犯罪検知の使命を放棄したものです。

また、事件性の認識基準と告訴状としての完成基準とは本来は全く別の話のはずなのに、それを口実にしてきたことは論理のすり替えです。

★個別に明確な違法行為とは例えば次のものです。

- ・(告訴状C)2017年4月5日20時頃、沼田郵便局サイトウは私が居眠りしている間に無断で屋内侵入し、その後配達証の受取サインを勝手に偽造しました。私の筆跡ではありません(コピー有)。
- ・(告訴状I)2017.05.01 16:00 告訴人との通話において前橋地方法務局沼田支局福田支局長は、場所管轄を理由(I-甲2)に、また2018.01.19 16:53 通話において「精神的法益の侵害についても損害額を答えなければ受けられない」(I-甲4)と二度までも嘘について不适当に受付拒否しました。
- ・(告訴状E)2017.8.15 18:04 沼田署マキシマラは告訴人自宅において受理権限が無いと嘘について身分詐称により告訴状の受理を拒否し、また要請した現場検証を不适当に放棄して帰りました(録音有)。
- ・(告訴状B他)2017.10.04 15:45 沼田署・タカダは告訴人からの電話において「沼田署員のことを沼田署に言っても仕方が無いでしょ?」と暴言を吐いて前日指摘された事項(録音有)への回答要請を無視し、また署長への取次ぎ要請も不适当に無視しました(録音有)。
- ・(告訴状B)2017.10.07 12:48 沼田署・ハギワラは私の緊急通報、つまり禁猟期間中の同日 10:50頃 上牧3158付近で一発の銃声があり、狙撃グループによる追加の脅迫行為と思われるとの事件性を強調し捜査を要請したのにこれを不适当に無視しました(録音有)。
- ・2018.01.26 02:02 深夜の私の寝室周りでハンターの合図の声(録音有)と、2018.01.26 10:48 通報により駆けつけた沼田署・橋本・茂木に脅迫を主張しました(録音有)がその後これを不适当に無視しました。

III 露骨な告訴の妨害行為の数々

これらは適正な手続きを受ける権利(日本国憲法第13条もしくは第25条)の侵害です。

1 私が提出した告訴状を毎回同じ不当な文面で計6回連続で差戻したこと、また、その不当性に抗議しても改めなかつたこと(時系列⑤～⑨、⑪～⑬、甲2～甲7、甲10～甲13)問題の文面は以下の通りです。

『貴殿から送付を受けた 年 月 日付け「被害届」などと題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。したがって、上記書面等は返戻します。』

検察も行政機関なので、もともと告訴状を受理しないという裁量は認められていません。

しかし形式不備が残ったまま起訴が進んで、それを理由に却下の判決を受けることは告訴人にとっても不利益なので、何度か差戻され、都度それを受け入れて訂正し再提出しているのが普通のようです。

しかるに問題の差戻し文面は「どこが」について全く触れていませんし、「どのように」についても一般論でしか書かれていません。

つまり現実問題として、どの部分が不備箇所なのか特定できない文面なので告訴状の訂正に着手できませんし、毎回差し戻しまでに一定期間が経過していることや、更には私が法的に孤立している状況を知っていることを合わせて考えれば、これは明らかに不适当な差戻しであると感じます。

弁護士に12人連続で断られ続け、私が法的に孤立無援の状態にあることや、この事実自体が充分な事件

性であり、いずれ日弁連を告訴するつもりであることは、これまで何度も地検に伝えてありました。

それに「本当に不備があるのですか?」と問われても無視することは道義的に信義則違反です。

ちなみに彼らのこうした不明瞭な指摘の仕方は最初から一貫しています。

私は都度それを甘んじて受け入れ、自主的な見直しによる改訂を重ねてきました。

彼らが今まで行ったのは全て形式不備の指摘ばかりであり、しかも通算でも五つ以下です。

2 告訴状を不当に受理拒否したこと(時系列④)

2017.10.31 14:57～前橋地検一階において、結局二人は蓋然性について自らの判断を全く示さぬまま、また一つも不備の指摘をしないまま、私の告訴状を不当に受理拒否しました(甲1)。

これは刑事訴訟法違反です。

3 私の告訴状の差替えや追加に対して執拗に抗議したこと(時系列⑩、甲8)

そもそも行われた犯罪は正当に処罰されるのが社会正義であって、告訴状の数がいくら多くてもそれは被害者のせいではありませんから、それについて抗議するのは被害者虐待だと思います。

またこれは自由権規約第1条「自決の権利」の侵害です。

4 自らの告訴を妨害し隠蔽したこと(時系列⑭、甲14)

⑭ 2018.8.20 10:30 私の自宅から前橋地検への通話において、被疑者不詳①は、私が告訴告発担当の告訴であることを前置きしたうえで前橋地検の長を指名したのに、勝手に告訴告発担当・イチカワに電話を転送しました。イチカワにも同じ前置きしたうえで前橋地検の長を指名したのに、勝手に告訴告発担当・サトウに転送しました。

私は利益相反に当ると主張し検事正または別の検察官への取次ぎを要請したのですが、サトウは「告訴告発の窓口は我々しかありません」と最後まで繰り返し私の要請を無視しました。

彼らの指摘はまるで謎掛けであり、どの告訴状の、どの罪名への指摘なのかが全くわかりません。

①提出したのは12告訴状と大量であり、何の手掛りも無く全て見直すのは大変な労力を要します

②弁護士にも突き放され、私が法的に孤立している状況を彼らは知っていたこと

この①と②は考慮されるべき私の特殊事情であり、さらには、

③差し戻しまでに毎回かなりの預り期間が経過していたことを考えれば、「嘘ではありませんか? 本当に不備があるのですか?」と問われてなお無視することは信義則違反を超えて極めて不審です。

私は2018.7.20の抗議において、不備箇所の明示か、不起訴理由の通知か、事件性の認識かの三者の抜一を彼らに迫りました。

一旦は私の抗議を受け入れたかのように預りにしておきながら、その三つのいずれにも全く反論を示さず完全に無視し、またも同じ不当な文面で差戻しを繰り返したことは道義的に極めて不当だと思います。

さらには、最高検察庁も同様に不当な文面で差戻しをしました(時系列⑮、甲16、甲17)。

検察組織としての一貫した姿勢が鮮明であり共謀を強く示唆しています。

全ての告訴状の全ての罪名に不備が無いかぎり、これらは不当な差戻し文面だと思います。

これを不当な受理拒否と捉えるなら、刑事訴訟法第230条や同第241条への違反です。

また、不当な受理拒否に対する控制はありませんから、これは不当な不起訴処分に分類せざるをえず、要求したのに(甲12)未済ですから刑訴法第261条(本人への理由の告知)への違反です。

事件性の隠蔽と捉えるなら、刑事訴訟法第239条〇2です。

いざれにせよ、信義則違反でもありますから故意または過失であり告訴の妨害として適正な手続を受ける権利(日本国憲法第13条もしくは25条)の行使の妨害です。

5. 告訴状B(猶豫脅迫)の被害の届出を隠蔽したこと(時系列〇、甲18、甲19)

20150501 午後に地検・階ロビーのオープンスペースでトミザワに面会し、狙撃脅迫事件の被害を説明したところ、「脅迫はともかく殺人未遂としては立件の余地はあります。本日の内容は担当検察官には報告しておきます」と言われました。

面会場所から見て、自分の対象ではないという認識はあったはずです。

2017年3月下旬に電話で改めて例の件の告訴を進めたいと申出ましたが、「私は被害者支援相談員であり、貴方はまだ正式な被害者ではないので私の対象ではない」と断られました。それならなぜ当時、同じビル内の告訴告発担当に取次がなかったのでしょうか?

そもそもなぜ被害者支援相談室に取次がれたのでしょうか?

もし、担当検察官にも報告していないのだとすれば極めて不審であり隠蔽を示唆しています。

また、20170314:57(甲1)の終わりの方で、「そこに居るのはトミザワさんですよね?」と呼び掛けたところ、「私は検察庁の人間ではない」と答えています。

また、20170225 15:59 私から同庁への通話でタカハシに本件を尋ねたのはどうなりましたか?

6. 一般論の質問に根拠無く答えなかつたこと(甲20)

20180528 10:39 私から同庁への通話でイチカワに一般論として以下を訊ねましたが答えませんでした。

いざれも告訴状の書き方に関わることなのに、極めて不審であり隠蔽を強く示唆しています。

I. 叔母の死亡に際しては司法解剖が実施されたようであるが、一般論として変死体の解剖の場合は必ず管轄の地検に連絡が入るのか? だとすれば埼玉地検も被疑者の可能性があると考えてよいのか?

II. 刑訴法239条2の適用の実際を告訴状Lを例にして訊ねた。

要するに告訴状に掲げていない犯罪が捜査の過程で判明した場合に検察はどうするのか?ということ。

①被告訴人に挙げていない書記官が共犯と後から判明した場合はどうするのか?

②罪名として公務員職権濫用罪しか掲げていないが、公文書偽造罪や脅迫罪や犯人蔵匿罪も後から判明した場合はどうするのか?...告訴人に追加を促すのか?

IV 私に法的示唆を一切与えようとしなかつたこと

弁護士に12人連続で断られ続け、私が法的に孤立無援の状態にあることや、この事実 자체が充分な事件性であり、いざれ日弁連を告訴するつもりであることは、これまで何度も地検に伝えてあります。

・検察の職責の根拠を答えないこと(時系列⑧、甲5)

・代替手段の提示要求に答えないこと(時系列③、甲5)

・告訴状の適用法理に全く触れようとしないこと

検察は司法的機関でも行政機関でもあるのだから、これらは訊ねられれば答えるべきものだと思います。つまり「もし我々の対応がおかしいと思うのなら、これこれこのような控制が用意されていますからどうぞご利用ください」と答えるのが筋だと思いますが、例えば以下のようない不審な回答です。

・適用法理について一般論として何度訊ねても、いつも「我々からこう書けとか言えません」。

「その言えない理由とは何ですか? いわゆる公訴権濫用論への警戒によるものですか? それとも別に理

由がありますか？ 例えば当事者主義とか？」と訊ねても返事をしません。

・「例えば今このように私の告訴状の受理を検討してくれることは、私のどのような権利を想定していますか？ 日本国憲法 25 条生存権ですか？ それとも 13 条ですか？」と訊ねても、「意味がわかりません」

・「同じ検査機関なのだから警察の対応の違法性はよくわかるのではないですか？」

地検「根拠法が違うのでよくわかりません」

・「どのような時に検査の必要を認めるのですか？」「事件性の判断基準はありますか？」

地検「お答えする筋合いはありません」

・「結果論ですが、今までの不備内容のほとんどが形式不備でした。形式不備なら預かるまでもなく、その場で見ればわかるのではないですか？ ああ、今回もまた間違った書き方をしているな、と。それならばなるべく一度に全部指摘してもらえると助かるのですが？」には返事無しでした。

・地検「我々としては貴方と共同作業しているつもりはありません」

(・・・??これは一体どういう意味でしょうか？ つもりがあろうとなかろうと、告訴が進む段階では共同作業的な状態にならざるをえないと思いますが・・・)

違法性のまとめ

要件① 権利または法律上保護される利益の存在

告訴により起訴独占機関に全被告訴人らの摘発を求めたのに、不當に妨害されました。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反です。

つまり事件性の隠蔽であり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴による適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは 25 条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第 13 条)と平等権(日本国憲法第 14 条)の侵害です。

これらより民法 709 条の一般不法行為に当たります。

要件② ①に対する被告の加害行為 既述の通りです。

要件③ ②についての故意または過失 少なくとも過失です。

要件④ 損害の発生および金額

経済的被害(法益侵害)はありません。精神的被害(法益侵害)については甚大です。

起訴独占機関の不公平かつ不当な妨害により、私の恐怖感や絶望感や孤立感は当然に深まりました。

要件⑤ ②と④の因果関係

脅迫や隠蔽としか説明がつかない対応により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

時系列的事実経過

○ 20150501 午後に前橋地検 1 階ロビーのオープンスペースでトミザワに面会し、狙撃脅迫事件の被害を説明した(甲 18)ところ、「脅迫はともかく殺人未遂としては立件の余地はありそうです、本日の内容は担当検察官には報告しておきます」と言われました。

①録音の妨害 20170314:57 前橋地検 1 階での録音(甲 1)

まずこのように「今、録音していますか？」と必ず毎回最初に訊ねてきます。

私は毎回「後で聞き直して告訴状を訂正するための議事録です」と答えています。

この日はさらに「警視庁が私の往訪事実を全面否認している状況において、同じ検査機関である検察を100%信用しきれるはずがない」とも説明したのですが、

タカハシはさらに「我々検察が信用できないのか?」と何度も私に訊ねました。

また、私が告訴状を読み上げようとするのを以下のように三回妨害しました。

これは提出書面の内容を録音させまいとする隠蔽の意図です。

一回目(7分過ぎ)「読みればわかりますから読み上げなくて結構です」

二回目(66分過ぎ)「始めから読み上げるつもりなら結構です。」

三回目(90分過ぎ)「読み上げるつもりなら時間がないので止めて下さい」

②事件性の判断の回避 2017.10.31 14:57 前橋地検一階での録音(甲1)

私が「包囲網の存在の蓋然性の高さはそれぞれの事件単独で既に充分であり、それらを総合した場合の高度の蓋然性に疑いの余地は無いはずです」と主張したのに対し、タカハシは「記載された確率の分母の数字の根拠は何か?それが示されなければ判断できない」と反論しました。

私は、「提示した数字は経験則に基く直感的なものが多い。もともと数字で表しにくいものが多いが、そこをあえて検察が判断しやすいように提示しただけである。そもそもそれを判断するのがそちらの仕事ではないのか?反論は具体的に数字で示してほしい。」と更に反論しました。

また、彼らはこれまで包囲網の動機を理解しようとしなかったので、この日初めて被害届2017を使って説明しましたが、それでも理解できないので今回も受理できないと言われました。

私は「そもそも動機は犯罪の三要素ではないし、告訴人の推測に過ぎないのに、何の為に現時点で確定させる必要があるのか?検査によって確定させるべきなのではないか?それに他に動機の説明がつきますか?」と何度も抗議しましたが明確な返事がないまま会話が膠着しました。

③異常な返事 2017.10.31 14:57 前橋地検一階での録音(甲1)

(93分過ぎ)「我々が告訴状を受理しないことについてもし貴方が不審を感じるなら、このような代替制度が用意されていますからご利用ください」と提示するのが行政機関としての正当な対応ではないですか?と私が訊ねたのに、タカハシは「どのような根拠ですか?」と取り合いませんでした。

④不当な受理拒否 2017.10.31 14:57 前橋地検一階での録音(甲1) 結局この日、二人は蓋然性について自らの判断を全く示さぬまま、また一つも不備の指摘をしないまま、私の告訴状を受理拒否しました。

⑤一回目 私が 2017.11.4 15:00 に前橋市大手町 3-2-1 所在の前橋地検一階にて被告訴人らに提出した被害届 2018 と告訴状 7 通を被告訴人らは 2017.12.20 付簡易書留便で不当に差戻しました(甲2)。

⑥二回目 私が 2018.01.7 15:00 に前橋市大手町 3-2-1 所在の前橋地検一階にて被告訴人らに提出した被害届 2018 と告訴状 5 通を被告訴人らは 2018.01.30 付簡易書留便で不当に差戻しました(甲3)。

⑦三回目 私が 2018.02.5 15:00 に前橋市大手町 3-2-1 所在の前橋地検一階にて被告訴人らに提出した被害届 2018 と告訴状 1 通を被告訴人らは 2018.02.8 付簡易書留便で不当に差戻しました(甲4)。

⑧2018.02.16 15:00 頃 前橋地検一階での録音(甲5)

「検察の理念以外に職責上の職権認知の要請に当る法令はありますか?」と私が訊ねると、タカハシは「心当たりはありません」と答えました。

また、「これまで貴方達は、私の告訴状に不備が残っていることを理由に、まだ事件性を判断する段階ではない、という答えを繰り返してきました。しかし、事件性の認識についてそのように段階分けしてよ

いという法的根拠はありますか? 言い換えると、捜査の開始について明確な規定はありますか?」と私が訊ねると、タカハシは「それらは基本的に我々の裁量です」と答えました。

また私はこの時、「前橋地方検察庁の不当な対応と思われる点について」と題した書面(甲 6)で抗議しましたが、その後これを不当に無視しました。

⑨四回目 私が 20180216 15:00 に前橋市大手町 3-2-1 所在の前橋地検一階にて被告訴人らに提出した被害届 2018 と告訴状 1 通を被告訴人らは 20180226 付簡易書留便で不当に差戻しました(甲 7)。

⑩20180319 13:28 に前橋地検において、私が被害届 2018 と告訴状 A ~ L 計 12 通を提出しようとしたところ、「一旦告訴状を提出したら検察からの連絡があるまでは追加や差替をしない、という取決めを貴方はまたも破った」と、タカハシは私に執拗に抗議しました。

これに対し私は、「そんな取決めをしたつもりはないし、被害者としては告訴状が完成したら少しでも早く提出したいと思うのが当然であり、基本的には被害者の自由です」と答えましたが、タカハシは全く納得していない様子でした。

あわせて「犯罪事実が特定されていない」不備が今回分にもあるか尋ねたのに、答えませんでした(甲 8)。

⑪五回目 私が 20180409 15:00 に前橋市大手町 3-2-1 所在の前橋地検一階にて被告訴人らに提出した被害届 2018 と告訴状 12 通(甲 15)を被告訴人らは 20180531 付簡易書留便で不当に差戻しました(甲 10)。

私は提出時の際に彼らに、主要事件の事件性を強調しておりました(甲 9)。

⑫20180720 13:30 私が前橋地検一階にて被告訴人らに「前橋地方検察庁・告訴告発担当の不当な対応に対する抗議」文書(甲 11)で抗議すると、⑪の提出物をそのまま再度預かりにするも(甲 12)、

⑬六回目 被告訴人らはまたも同じ文面で 20180731 付簡易書留便で不当に差戻しました(甲 13)。

⑭20180802 10:30 私の自宅から前橋地検への通話において、被疑者不詳①は、私が告訴告発担当の告訴であることを前置きしたうえで前橋地検の長を指名したのに、勝手に告訴告発担当・イチカワに電話を転送しました。イチカワにも同じ前置きしたうえで前橋地検の長を指名したのに、勝手に告訴告発担当・サトウに転送しました。

私は貴方がたの告訴であると利益相反に当ることを説明したのですが、サトウは「告訴告発の窓口は我々しかいません」と最後まで繰り返し私の要請を無視しました(甲 14)。

⑮私が 20180803 付で簡易書留便で提出した被害届 2018 と告訴状 13 通等(甲 16)を最高検察庁(被疑者不詳)は 20180814 付簡易書留便で不当な文面で差戻しました(甲 17)。

証拠方法 証拠説明書Mに記載の全て

附属書類 証拠説明書Mのうち、甲 2、甲 3、甲 4、甲 6、甲 7、甲 10、甲 11、甲 13 号証、

本書と被害届 2018 と恣意性一覧表をセットで訴状とし、証拠説明書Mを含め、これらの副本一式

以上

訴状M補足説明書

論点を明確化すべく本書を提出します。

検察庁は、虚偽の理由を用いて事件性の判断を頑なに回避し、かつ一度も合理的根拠を示すこと無く、私の緊急の生命の危機の救済の訴えを実質的に否定し、また一方で刑事告訴の要式性を悪用して告訴を妨害し続けてきました。これらは手続目的を逸脱しており、職権濫用による手続妨害です。言い換えると、事件性の有無について明言せず中途半端にしたまま、私の訴えを検察の裁量の範囲内に閉じ込め、いわゆる飼い殺し、あるいは、お釈迦様の掌の状態にしてきました。

これは準起訴(付審判)手続などの控制への移行の妨害であり、特に不当な差戻しに象徴されます。不当性の類型としては後述の通り、著しい信義則違反や違法行為と著しく不合理な事実を否定する判断を重ね、私の適正な手続を受ける権利(憲法13条)の行使の妨害しました。

これらはもちろん彼らの職務上の故意または過失による不法行為です。

また不法行為であると同時に、職権濫用による隠蔽であり、私の生命への無言の脅迫です。

これらの対応はあまりに露骨な非人間扱いであり、その点に不当性を演出して包囲網の威力を示そうとする意図が表れています。

つまり、こうした対応の違法性、つまり訴えられた場合に勝ち目が無いことはあまりに自明のはずであり、通常は選択の余地はありませんが、それらを敢えて選択し続けている点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決による私の敗北等、何らかの特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせる」という無言の威力の意図を如実に示しています。

特に起訴独占機関であるがゆえに犯罪を隠蔽した事の刑事責任は独占的に重いと考えます。

★全ての不法行為が、自決権の侵害に基く、適正な手続を受ける権利の侵害です。

私の告訴状などの被害の訴えも一種の手続と捉えられますし、その手続要件つまり問題(被害)を決定したのは私であり、それを無視した判断ないし処理では、当然に被害は解消しませんから、手続目的を達成できない為に手続として無効であり、また手続妨害による不法行為です。

なお、自治の権利(自由権規約1条)については、日本ではあまり一般的でないと思います。

不当な対応(威力)の類型

無視

返事無や飛躍などの形式的無視と内容的無視(先行する私の発言や提出済文書)が有りますが、いずれにせよ合理的根拠を示して反論するのが原則であり、これを守らないことは相手の人格否定であり、自治の権利(自由権規約1条)や人間として認められる権利(憲法13条)の侵害であり信義則違反です。

無根 合理的な根拠が無いということであり、虚偽や詭弁も含まれます。信義則違反です。

抗議を無視 100%故意の無視であり、著しい信義則違反です。

職責放棄 職権濫用の一形態であり、作為義務を果たそうとしないことです。

ゾンビ化(無視 無根 抗議を無視 職責放棄 模倣 威力 等の複合形態)

要するに、私の主張を無視して勝手に根拠無く正当行為だと言い張り、その不合理に抗議してもなお無視して、同様の発言を延々と繰り返します。これらは信義則違反の重複であり連鎖です。

抗議しても見直さず、同じ主張を繰り返すことは実質的な会話の放棄です。

このようにゾンビ化とは本質的には無視であり、言い換えると非人間扱いです。

そして、このゾンビ化対応を各機関が一斉に模倣して威力を示しております。

不当な発言の類型

私が初めから警察組織による隠蔽等の犯罪被害を訴えていたことや、彼らの犯罪告発義務(刑事訴訟法239条2)に訴求していたことは提出書類や発言から明らかです。

以後、本書中の引用で下記の発言類型に該当する場合は説明を省略します。

発言類型1 「検査機関の判断には介入できない」 職責放棄 無視 無根 威力

犯罪である以上は正当業務行為ではありませんから介入できないはずはありません。

事実調査しなければ、犯罪(人権侵犯)事実の有無を確認できず、犯罪告発義務を果たせません。

また、作為義務の中に検査機関を例外扱いする規定は無いはずなので虚偽です。

また、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

包囲網の威力を示す合言葉です。ハラダ、フクダ、トドコロ、トミオカなど

発言類型2 「警察がそう判断したのだから違法性は無い」 職責放棄 無視 無根 威力

作為義務の中に検査機関を例外扱いする規定は無いはずなので虚偽です。

また、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

ですから、何も調査せぬまま「違法性(侵犯事実)が無い」と断じることは、事実を否定する判断であり、少なくとも否定する合理的な根拠を示していないので無根です。

包囲網の威力を示す合言葉です。トドコロ、トミオカなど

発言類型3 「ここは検査機関ではない」「我々には検査権限が無い」

職責放棄 無視 無根 無意味 飛躍 威力

発言類型1と同趣旨と思われますが、当然に誰でも承知していることなので無意味です。

公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法239条2)を果たすには、何らかの判断基準が有るはずです。

包囲網の威力を示す合言葉です。ハラダ、警視庁サトウ、トドコロ、トミオカなど

発言類型4 「それは貴方が思っているだけ」 職責放棄 無視 無根 無意味 威力

私の主張を否定する意図と思われますが、お互い様なので無意味です。包囲網の威力を示す合言葉

です。タカダ、マキシマ、ハラダ、フクダ、トミオカ、前橋地検タカハシ、サトウなど

発言類型5 「それは(加害者)に言え」 職責放棄 無視 無根 無意味 威力

襲ってきた強盗と相談しろと言っているのと同じことであり、当然に問題解決にはなりません。

包囲網の威力を示す合言葉です。ハラダ、フクダ、トミオカなど

発言類型6 「それはうちではない」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力

発言類型3と同趣旨と思われますが、手続目的を無視しています。

包囲網の威力を示す合言葉です。タカダ、マキシマ、ハラダ、フクダ、トミオカなど

発言類型7 「侵犯性(違法性)が無い」 無根 無視 職責放棄 威力

私が訴えた恣意性を否定する合理的根拠を示していないので信義則違反であり、論理矛盾であり事實を否定する判断です。私に無駄な説明を繰り返させています。包囲網の威力を示す言葉です。

ヤナオカ、クロイワ、タカダ、マキシマ、ハラダ、フクダ、トドコロ、トミオカなど多数

発言類型8 「だから、何をもって?」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力
既に充分な恣意性と証拠を提示しているのに、それを無視してひたすら言い張ります。

まるで子供の水掛け論です。包囲網の威力を示す言葉です。カクタやフクダなど

犯罪性の強調(公的機関の不法行為は全てが職権濫用による脅迫と隠蔽です)

私が生命に対する脅迫や、その警察組織による隠蔽を訴えていたこと、無視すればその被害が解消しないことは予見可能性として明らかであり、故意は必然的に推認されます。

まず、判断が職責に照らし著しく不合理であり、その異常性に構成要件的故意が認められます。

次に、正当性を欠いていることから違法性阻却事由が無く、責任要素としての故意も認められます。

隠蔽の証明方法(恣意性一覧表の活用)

彼らの対応は、態様として隠蔽であり、それを証明するのは簡単です。

恣意性一覧表の記載事項について、それを否定した根拠を質せばよいのです。

彼らは事件性を否定したはずですから、合理的根拠が示せなければ嘘になります。

正攻法として千の言葉を並べるよりも、これが最も単純明快かつ言い逃れしにくい方法です。

故意を示唆するもの

特に抗議されてもなお無視している(見直さない)点が極めて強く故意を示唆しています。

公的機関による隠蔽は、基本的に手続の妨害であり、必然的に職権濫用を伴いますから、あえて職権濫用の故意を証明する必要は無いと思います。

隠蔽についても、異常な判断で事件性を否定すれば当然に隠蔽する結果となりますから、あえて隠蔽の故意を証明する必要は無いと思います。

また、隠蔽は、その性質上、意思の表明を秘匿するものですが、まれに隠蔽の意図を示すかのような発言が見られることがあります。これは、その発言の直接的意味に関わらず、実質的に何らかの威力を示唆する意図と見てよいと思います。

問題は脅迫の故意ですが、警察は、その特殊な職責に伴う予見可能性に基く危険回避義務により、生命に対する脅迫被害を無視した場合などは、行為と結果の両面から、故意が推定される為に、不真性不作為犯に当るので故意の証明は不要だと思います。

警察以外の場合には、基本的に故意の立証が必要であると思いますが、それは対応の異常性が証明しており、もし脅迫とまで言えないとしても少なくとも何らかの威力です。

★包囲網の意図の推定

包囲網の生い立ちから考えると、ごく初期の主な意図は仕掛ける為の捕捉にあったと思われます。

それが次第に威力による強要に変わり、被害届2009の頃には、威力による報復が常態化しました。

それが現在まで続いていると思われます。

現在でも、個々の不法行為から脅迫の意図の内容や害意の対象を特定はできにくいですが、露骨な不正当性は少なくとも何らかの威力を示そうとする意図であることは疑いありません。

つまり「お前の訴えなど我々包囲網の威力で握り潰してみせる」という意図としか解釈できません。そしてその威力の全てが、2009年の脅迫殺人と2015年の猟銃脅迫事件を起源として、常にそれらを念頭に置いて行われていると推定されること、つまり包囲網としての模倣または派生と推定されることから、結果として全てが私の生命に対する脅迫とみなせると考えます。

これらの犯行予定を共有していたという意味で、極めて多数の共犯者の存在が推定されます。

その威力の意図が、例えば裁判の妨害や不当な判決の形だとしても、包囲網が摘発されない限りは、告訴状H(出荷)の価格操作のような営業妨害が続くので、早晚、経済的生活難に陥るのは避けられませんから、結果的に全てが生命に対する害意と言えます。

私としては、その無言の脅迫の意図は「我々は摘発されるまでに必ずお前を叔母や猪のように殺すからお前を人間扱いする必要など無いぞ」という意図だと考えて来ました。

★対応の異常性(露骨な不当性)こそ威力の証左です

繰り返しになりますが、従来から主張しているように、ありえない対応を敢えて行ってみせることによる脅迫効果の演出です。当然ながら不当性(異常性)が高いほど恣意性も高いと思います。

検察の職責に基く適用法理

基本的には、事件性の認識の異常であり、刑事訴訟法第239条2(公務員の犯罪告発義務)への違反と考えます。いずれも告訴の妨害であり、事件事務規程第3条や刑事訴訟法第230、261条違反です。

★各人共通の不法行為(最高検察庁・被疑者不詳とトミザワを除く)

(説明)証拠にしている会見は全て告訴状提出の為の往訪ですから、毎回の主張の前提となる書面が必ず存在します。各事件の焦点はこれらの書面に端的に記述しております。

これらは読み上げようとすると必ず彼らに止められるため、あまり録音には残っておりません。

また、告訴告発担当は常に二人一組で受付します。発言者は大概どちらか一人が中心ですが、もう一人もほぼ同じ意図で対応しているのが端々から、あるいは事後的にわかります。

タカハシ、イチカワ、サトウらは検察事務官であり権限も激しく違いますので、上司には毎回報告しているという彼らの発言(甲5反P18下など)が真実である限り、各人共通の不法行為の全般に亘り、中心となって意思決定したのは告訴告発担当検察官(氏名不詳)だと思います。

各人共通の不法行為IとIIに共通の要件事実(詳しくは後述の各反証書からの引用の通り)

1 20171031 14:57(甲1)会見 対象者:告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、タカハシ、イチカワ

2 20180216 15:00(甲5)会見 対象者:告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、タカハシ、イチカワ

3 20180409 14:58(甲9)会見 対象者:告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、サトウ、イチカワ

4 20180720 13:23(甲12)会見 対象者:告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、サトウ、イチカワ

5 20180802 10:30(甲14)通話 対象者:告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、サトウ、イチカワ

I. 虚偽を用いて事件性の判断を回避し続けて事件を隠蔽し、私の申出(告訴)を妨害したこと(時系列④～⑯、甲1～14)

対象者:前橋地方検察庁・告訴告発担当検察官、タカハシ、イチカワ、サトウ

(説明)検察は告訴状の不備を口実に「まだ事件性を判断する段階ではない」(時系列⑧ほか、甲5ほか)との発言を多用し、告訴状の完成基準の事件性の認識基準への論理のすり替えを行って事件性の判断を回避して来ましたが、私が生命の危機と警察組織による隠蔽を訴えていたのは明らかであり、

また、国民の生命を犠牲にして成り立つ国家はありえないことから、この発言は虚偽です。特に生命に対する権利(憲法13条)の侵害でもあります。

II 充分に事件性が感知しうる状況にありながら、著しく不合理な事実を否定する判断を続けて事件を隠蔽し、私の申出(告訴)を妨害したこと(時系列④～⑭、甲1～14)

対象者:前橋地方検察庁・告訴告発担当検察官、タカハシ、イチカワ、サトウ

(説明)上記1の観点を除いて考えても、提出書類や説明から、事件性は感知できたはずだということです。この主張は2017年11月以降、被害届2018の「早急な捜査着手の要請」蘭で常時掲げておりました。事件性の焦点は特に被害届2018と恣意性一覧表に集約されています。検察は包囲網の存在を信じない事で個別告訴状の事件性を否定したと推定されますが、恣意性一覧表の全焦点を総合した場合の包囲網実在の高度の恣意性を否定するのは不可能だと思います。

これらの不当性の法的評価については既提出の通りであり、要点のみ触れますが、①訴えた内容(包囲網による加害)自体が公益の侵害である事、②生命の危機の緊急の救済を訴えていた事、③露骨な手続妨害であり正当業務行為とは言えない事、などから反射的利害を超えた生命に対する権利(日本国憲法第13条や自由権規約第6条)の侵害です。つまり公益優先論は通用しません。

検察の職責として直接的に個人の生命の保護の規定は無いと思います。しかし警察組織による隠蔽つまり警察機能の麻痺を訴えており警察の職責も重ねて期待される状況に有ったのは明らかですから、予見可能性に基づく結果回避義務違反です。なお、告訴状は最高検に提出したものが最新版です。

III 私が提出した告訴状を不備箇所が特定できない毎回同じ文面で計6回連続で差戻したこと。また、それに何度も抗議したのに、なおも無視して繰り返し、私の申出(告訴)を妨害したこと

対象者:前橋地方検察庁・告訴告発担当検察官、タカハシ、イチカワ、サトウ

各人共通の不法行為IIIの要件事実(時系列⑤～⑨、⑪～⑯、甲2～甲7、甲10～甲13)

1 ⑥一回目(甲2)20171114 15:00 前橋地検にて提出、20171220 付郵送差戻(被害届2018と告訴状7通)。

2 ⑥二回目(甲3)20180117 15:00 前橋地検にて提出、20180130 付郵送差戻(被害届2018と告訴状5通)。

3 ⑦三回目(甲4)20180205 15:00 前橋地検にて提出、20180208 付郵送差戻(被害届2018と告訴状1通)。

⑧20180216 15:00頃(甲5) 前橋地検にて書面(甲6)で抗議

4 ⑨四回目(甲7)20180216 15:00 前橋地検にて提出、20180226 付郵送差戻(被害届2018と告訴状1通)。

5 ⑪五回目(甲9)20180409 14:58 前橋地検で提出、20180531 付郵送差戻(被害届2018と告訴状12通=甲15)。

⑫20180720 13:23(甲12) 前橋地検にて書面(甲11)で抗議

6 ⑬六回目(甲13)20180720 13:23 前橋地検で提出、20180731 付郵送差戻(被害届2018と告訴状12通=甲15)。

(説明)この文面は、漠然とした不備箇所が特定できない(どの告訴状のどの罪名か)指摘なので、告訴状の修正に着手できません。

『上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。したがって、上記書面等は返戻します。』だけです。

これに加えて以下の事情がありました。

(1)何度も抗議した(甲5、甲6、甲11、甲12など)のに、改めなかつた事は著しい信義則違反です

つまり、本当に不備が有るのか？との問い合わせ無視したということです。

不備箇所が特定できないという指摘の通りである事は、すぐ確認できるはずなのに、また手続妨害に当ることは自明のはずなのに、一体どういうつもりなのか？たいへん不気味です。

(2)毎回差し戻しまでの預り期間にかなりの日数が徒過している事

(3)私限りの特殊事情を無視した事

A 膨大な量の訴えであること(12告訴状、延べ約80の罪名)

何の手掛りも無しに全て見直すのは大変な労力の無駄であり謎掛けに等しい事

B 法的に孤立している事情を承知していたこと(弁護士11人連続で引受拒否された事件性、甲5反P14上など)

つまり総合すれば、実質的に、受理しない理由を告知しない違法な受理拒否です。

☆事件事務規程より抜粋 第1章事件の受理 (受理手続を行う場合) 第3条 事件の受理手続は、次の場合に行う。(4) 検察官が告訴、告発、自首又は請求を受けたとき。

☆刑事訴訟法より抜粋 第230条 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

なお、検察庁による不当な告訴状受理拒否への控制は無いので、不当な不起訴処分に分類せざるをえないと思いますが、この理由の通知要求を無視した事(甲12)は、刑訴法261条違反です。

またこの差戻しは、露骨な不当性を敢えて繰り返してみせるのが包囲網の威力の特徴である、という私の持論(被害届2018など)を承知の上で敢えて実行してみせたものであり、検察庁の無言の脅迫の意図は鮮明です。

IV 虚偽の理由を用いて自らの犯行についての申出(告訴)を妨害したこと(時系列⑪、⑭、甲12、14) 対象者:前橋地方検察庁・告訴告発担当検察官、イチカワ、サトウ

適法への期待可能性が無いので、つまり、きちんと他部署に引き継ぐことが期待できないので他部署への取次ぎ(内部牽制)を求めていたのは明らかであり、また捜査機関に内部牽制の体制(窓口)が無いことは考えられませんから、我々以外の窓口は無い、というのは虚偽の発言と思われます。

★個人別の不法行為

上記の各人共通行為の他に、補足すべき不法行為要素がある場合に以下に列挙します。

最高検察庁・被疑者不詳の不法行為

1 私が20180803付で簡易書留にて提出した被害届2018と告訴状13通(甲15+甲16)を20180814付で簡易書留で不備箇所が特定できない文面で差戻し私の申出を妨害したこと(時系列⑮、甲17)

(説明)『貴殿が作成した文書は、具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します』と、前橋地検よりも更に漠然とした表現となっており(エスカレート)、不備箇所が特定できません。提出前に電話でヤノ氏に前橋地検の不当性を説明済ですし、また、告訴状Mに詳細に記述している事から、前橋地検の対応を踏襲したうえで組織的にこの不当な文面にしたのは明らかです。これは直接的には既述の各人共通の不法行為Ⅲに当る行為ですが、論理的には、IとIIの前橋地検と同じ意図を伴っている事が強く推定されます。

前橋地方検察庁・被害者支援相談員のトミザワの不法行為

1 20150501午後の前橋地検・1階ロビーでの面会による私の獣銃狙撃脅迫事件(告訴状B)

の被害申出を隠蔽し告訴を妨害したこと(時系列0、甲18、甲19)

事前に予約して往訪し被害を説明したところ、「脅迫はともかく殺人未遂としては立件の余地はありません、本日の内容は担当検察官には報告しておきます」と言われました。

(説明)面会場所から見て、この時点では自分の対象ではないという認識はあつたはずです。

2017年3月下旬に電話で改めてこの件の告訴を進めたいと申出ましたが、「私は被害者支援相談員であり、貴方はまだ正式な被害者ではないので私の対象ではない」と断られました。

(説明)それならなぜ当時、同じビル内の告訴告発担当に取次がなかつたのでしょうか? そもそも最初の電話は、なぜ被害者支援相談室に取次がれたのでしょうか? もし、担当検察官にも報告していないのだとすれば約束破りの信義則違反であり、極めて不審であり隠蔽を示唆しています。

20171031 14:57(甲1反P18下)で、「あそこに居るのはトミザワさんですよね?」と呼び掛けたところ、「(トミザワ)私は検察庁の職員じゃないので。」と答えています。

(説明)このように私の呼び掛けに答えてから20150501の申出事実(既知であること)を証明しています。また発言内容から検察庁への責任追及に波及させまいとする意図が鮮明です。

20171025 15:59(甲19)私から同庁のタカハシへの通話で本件の経過を訊ねたのに返事が有りません。

(説明)★★★★このトミザワの隠蔽もかなりの事件性だと思います。職責放棄 無視 無根

甲1号反約書より抜粋(対象者:告訴告発担当の検察官、タカハシ、イチカワ、トミザワ)

反P1上(タカハシ)イマイさん、今日はどうなんですか、録音はしてるんですか? (私)ええと、それなんですけども、あのう、警視庁が、往訪によってサウダ氏にあの、被害の届出をした事実を前面否認しております、反P1上(タカハシ)ううんと、今、録音してますか? 録音機で、(私)それに関してご説明申し上げてます。捜査機関が、往訪による被害の届出を全面否認しております、まあ、そういう事実が有るもんですから、あのう、検察庁様も100%信頼申し上げるわけにもいかないもんですから、同じ捜査機関として。そういう事情が有りますもんで、録音をお許しいただきたいんですが? 反P1上(タカハシ)録音しているということいいんですか? (私)はい、反P1上(タカハシ)その、検察庁も信用ならないからという理由ですか?(説明)★★★タカハシの不法行為Ⅱ 職責放棄 無視 無根 警察が署内での生命への脅迫被害の訴えを否認しているという事に事件性を感じない事自体がまるで異常ですが、聞いた後にこの質問が出るのも流れとして異常です。なお、タカハシは同趣旨の発言をこの後も10回近く繰り返しますが、これは「信用すると言わなければ訴えを無視するぞ」という職権濫用による威力の意図を示唆しています (私)そう思ひませんか? 普通の流れでは。

反P2中(タカハシ)うん、でしたら、あの、目え通させてもらいますので、読み上げなくてけつこうですよ。 (私)読み上げさせていただきたいんですけども? (タカハシ)や、こちら目で追えば、同じものですね? これ、(説明)このように読み上げようとなれば必ず止められます。

反P3下(タカハシ)まずね、いくつかお訊きしたいのは、これ蓋然性試算表というものなんですけども、これはどういう趣旨のものなんですか? (私)これですからあの、被害届の構成に沿つてですね、そのまあ、何だ、パート毎の、ええ、蓋然性とゆうか、まあ、ええ、何て言うんか、まあ、犯罪が有つた確率を、まあ、あの、の高さを示して、わかつていただこうとしてるわけなんんですけど、

反P4中(タカハシ)分母の根拠は何ですか? 特に有りませんか? (私)ううん、そうですね、概算とゆうか直感です、としか言いようが無いんですが、逆にあの、それを否定する根拠はありますか?

反 P5 上(私)それはだから、回答期限日当日なんです、死んでると無回答だったのは同じ日なんです。
反 P5 上(タカハシ)あの、それは根拠になりえるか、ちょっと疑問ですね、ね、いつか死ぬわけですから。その何月、何年何月何日に死ぬ確率ってゆうのは。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_職責放棄無視_無根_回答を求めた被害届を警察が無視したという恣意性除きで、指定した回答期限日に親戚が変死したという恣意性単独で99.99%脅迫殺人です。極めて単純明快な事件性であり捜査機関が理解しない事はありません。故意に奇怪な錯誤をしようとしてます。

反 P5 下(タカハシ)そうすると、それを見たことが無いのに、ええ、ネットで出回っているとおっしゃるのはなぜなんですか? (私)あ、それはですから、あの、被害届、最初に出した被害届に書いてある通り、通りの被害が (タカハシ)うん、今、おっしゃってください、書いてある通りじゃなくって。(私)え、例えばあの、タクシーの営業で、乗客が、私のタクシーを停める為に手を挙げると、で、私はあの、乗せる為に停まると、そうすると乗客が私の顔見て逃げてっちゃうわけなんです。 (タカハシ)はあ、 (私)それが一日に何十回と有りました、ひどい時には、半分以上。一日にまあ、多ければ四十人近くの客を拾うんですが、その半分以上、だから20人以上に逃げられた日が有ります。そうなると全くもう、営業んならないです。特に深夜の一番稼ぎ時の時間帯にやられると打撃が大きく、あの、全く営業んならない。(説明)これ自体が大きな事件性です。いたずらも含めて、生涯一度もこんな目に遭わない運転手がほとんどのはずです。

反 P8 中(タカハシ)そしてまあね、今ここに記載されてますから、私は包囲網とか、そういう話を進めてましたけれども、あの、実際のところ、これを読んでもですね、ええと、この包囲網ですとか、その貴方のおっしゃる、その24時間365日、張り付いてるとおっしゃる男性、女性というところについては私はちょっと理解ができないんですよ。(説明)★★★タカハシの不法行為Ⅱ_職責放棄_無視_無根_蓋然性一覧が示している総合的な極めて高度の恣意性を根拠無く否定しています。その恣意性を否定する根拠が無いということはすなわち理解できない根拠が無いということです。 (私)いやいや、だから、こういう事象が起るのはなぜですか? そうすると。どうして起るんですか? 反 P8 中(タカハシ)それは私に訊かれても答える立場にないです。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根(虚偽)_白痴化_威力_恣意性を判断するのが捜査機関の仕事です。 (私)(苦笑)いやいや、答える立場にないって、それがまさにあの蓋然性という、あの、言葉の定義になりますけど、ええ、人為性とゆうか、あの、恣意性とゆうか、ええ、故意性とゆうか、そういう部分だと思うんですけど。偶然ではないってことです。私の周りにこういうことが起るのは偶然ではない、こういうのが揃うのは。そう思われませんか? 反 P8 中(タカハシ)うん? 思う思わないってゆうのはお答えできません。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根(虚偽)_白痴化_威力_前項に同じ (私)(苦笑)それ、思う思わないを判断するお仕事だと思いますよ? 反 P8 中(タカハシ)いや、そうゆう仕事ではないですよ、判断する仕事ではないです。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根(虚偽)_白痴化_威力_前項に同じ

反 P9 上(私)そうですね、なぜでしょうね? 反 P9 上(タカハシ)だからそれは無いんじゃないかなと私は思うんですけど。他のね、貴方以外の全ての人が見られて貴方だけが見られないってゆうのは。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_無根_無視_職責放棄_根拠になつてません。それは単に暗号化なり匿名で振り取りしている為と推定されます。蓋然性一覧の各現象が示す高度の恣意性に全く答えてい

ません。これでは被疑者不特定多数の犯罪は全て摘発不能だと宣言しているのと同じ事です。

反 P9 中(私)(苦笑)だから蓋然性で理解しましょ。そうゆう水掛け論に陥らないように数字を出してるんです。反 P9 中(タカハシ)この数字の根拠はどこにありますか?(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_発言類型8_職責放棄_無視_無根_自痴化_威力_恣意性一覧表が示す高度の恣意性の数々を無視しています。そもそも私が数字を提示する筋合いは有りません。逆に検察は数字で事件性を判断すべき立場です。故意に立場をはき違えて上げ足を取っています。(私)根拠とは? 反 P9 中(タカハシ)この分母の根拠です、(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_発言類型8_職責放棄_無視_無根_自痴化_威力_前項に同じ (私)(苦笑)分母の根拠? じゃ分母、何が正しいとおっしゃるんですか? いくつが正しいとおっしゃるんですか? 反 P9 中(タカハシ)いや、私共が正しい正しくないかとかいうそういう話ではございません。(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根(虚偽)_自痴化_威力 (私)いや、そういう話ですよ、あの、見積もった蓋然性のどこがおかしいってゆうんであれば、具体的に指定してください、指摘してください。反 P10 上(私)だから、だから、話戻ります。包囲網の存在を認め、認めたくないって言うと失礼ですが、あの、蓋然性が理解、現状、理解できないんであれば、個別の告訴状を一つ一つ、潰して行きましょう。それで自ずと蓋然性が明らかんなってまいります。一つ一つ消化して行きましょう。反 P10 上(タカハシ)いやいや、順番が逆ですね、総論として、こちらに被害の概要が示されていて、ね、個別のものが告訴状に示されてるわけでしょ?(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_前提とする包囲網を信じないことによる隠蔽です (私)だから、動機が理解できないから犯罪事実を認めないと言ってるのと一緒にですよね? それだと。

反 P11 上(私)個別に明確な違法行為が、こ、随所に見られます。これを放置、これはそれぞれ脅迫目的で行われてますんで、放置すればその間に脅迫内容が現実化するかもしれません。そういう状態で捜査の必要を認めないことは、独認官庁様の裁量の範囲を超えておりませんか? 職権濫用に当たりませんか? というのを今日伺いに来ました。これ、この同じ質問は、こちらのかたに何度か、あの、言ったことは有ると思うんですが、今日は具体的に文書でまとめてみました。反 P11 上(タカハシ)いや、職権濫用に当るとは考えておりません。(説明)★★★タカハシの不法行為Ⅱ_無根_無視_職責放棄_ (私)個別の違法行為が、どれだけ顕著なものであってもですか? 違法行為の内容によるんじゃないですか? 反 P11 上(タカハシ)職権濫用に当るのではないか?と、今、ね、ご質問なんで、当るとは考えておりませんとお答えします。(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_ 反 P11 下(私)動機ができな、あの、理解できないからという理由で捜査を拒否していいんですか? 動機は自分達の職責として確定させるべきものではないですか? 反 P11 下(タカハシ)あのね、捜査を拒否という段階ではないんですね、今。(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅰ_無根(虚偽)_無視_職責放棄_ 国民の生命を犠牲にして成り立つ国家はありえない事は常識であり、また私が警察組織による生命への脅迫の隠蔽を訴えていたことも明らかですから、緊急の生命の危機に対応できることやこの発言の不当性は自明です。(私)どうゆう段階なんですか? 要件事実の書き方として、まだこれ、問題有りますか? 反 P11 下(タカハシ)私が申し上げてるのは、さっきから告訴状にはまだ入りませんよと申し上げております。総論としてのこちらのね、ええ、包囲網ですとか(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_無根(虚偽)_抗議を無視_職責放棄_同上

反 P12 上(私)他にどうゆう動機が有りうるんですか? 推測してください。これ特別な 反 P12 上(タ

カハシ)私共が、それを答える立場にあると思います?(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_無根(虚偽)_無視_当然にあると思います。訴えた恣意性を否定する根拠を求めています。まさに言い逃れです。

反P12下(私)だから、理由を明らかにしてください。審判請求書に移りますんで。理由をはっきり告げてください。反P12下(タカハシ)何に移りますとおっしゃいました?今、審判請求? (私)準起訴手続に移行します。不当な受理拒否は刑事訴訟法違反ですからね? (タカハシ)録音されてるんでしょ? 今、(私)それが何か? 反P12下(タカハシ)いやいや、今おっしゃった言葉は、不当な受理拒否は、とおっしゃったでしょ? その通りでしょ? (説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_無根_無意味_登言の趣旨不明ですが受理しない理由の通知要求を無視しており刑事訴訟法261条違反です

反P15上(タカハシ) 検察庁もさきほどおっしゃったように、包囲網の一部、まあ、冒頭でおっしゃったように、検察庁も信用できないとゆうことになるんでしょうね?(説明)★★★抗議を無視_無根_職責放棄_威力_脈絡として当然であるのに、このような発言をすることは、既述の通り「我々が信用できない」と言って我々が動くと思うのか? という職権濫用による威力の意図を示唆しています (私)どうしてそこにこだわるんですか? 当たり前じゃないですか? 捜査機関である、もう一つの検査機関である警視庁が、往訪でですよ、被害者が往訪で被害を届けて、包囲網の摘発と脅迫殺人の再検査を依頼、要請して来てるのに、それを全部否認してるんですよ? 往訪した記録から全部改竄して、全部無きものにしてるんです。そういう状況で検察だけ絶対それをしないってゆう保証がどこに有るんですか? じゃお訊ねしますが。 反P15上(タカハシ)だからそこまでおっしゃるんでしたら、検察がね、包囲網のね、包囲網の一部でない、包囲網の一部かもしれないとおっしゃってるわけでしょ? (私)ええ、 反P15中(タカハシ)それなのになぜ、その検察に (私)いや、やましいことが無いんであれば、どうして録音にこだわるんですか? 反P15中(タカハシ)私たちはお訊きしたいのは、その信用できない検察庁、検察庁に対して、なぜ告訴することにこだわるんですか?(説明)★★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_無意味_威力_信義則違反_愚問です。他に道が有りません。許されざる職権濫用発言です。 (私)独占起訴、ああ、起訴独占機関だからです。

反P17上(私)いいですか、ええ、書面で出した被害届、こう、ええ、こうゆう形で簡易書留で出した被害届が、回答期限が冒頭に明記されております、本件の対応方針について一ヶ月以内に書面でご回答くださいと。こうゆう状態で届いた被害届を検査機関が無視するってゆうことは有りうるんですか? その確率を一億分の一と見てるんですが。 反P17中(タカハシ)その一億分の一の根拠が私にはわかりませんが、(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_警視庁が隠蔽している以上、この数字の根拠は他機関による検査によってしか確定できません。つまり一般人には不可能な要求です。このように事件性の判断をひたすら回避します。 (私)じゃ、いくつなんですか? 具体的には。 反P17中(タカハシ)じゃ、いくつなんですか? って、貴方が一応、数字を示してますから、(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_無視_無根_このように事件性の判断をひたすら回避します。 (私)それを提示しないと、数字を 反P17中(タカハシ)じゃ、いくつなんですか? って、私に聞くことでもないでしょ?(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化発言類型6_職責放棄_無視_無根_このように事件性の判断をひたすら回避します。 (私)いや、聞くことですよ、だって私、一億分の一だって言ってるんですから。 反P17中(タカハシ)お答えしよ

うがありません、私に聞くことでもないでしょうから。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根_威力_このように事件性の判断をひたすら回避します。(私)それじゃ話になんないじゃないですか? それ違い解消しようがないじゃないですか? 反P17下(私)だから、理解できないじゃなくって、一萬分の一掛ける一億分の一は、一兆分の一ですね、それに更にただの死亡じゃなくて、変死という態様なんです。変死の確率でまた更に百分の一掛けますから、百兆分の一が、偶然この同じ日に叔母が死ぬ確率です。すなわちその残りの確率が蓋然性です。つまり脅迫殺人の蓋然性です。これを脅迫殺人だと思わないことは、すなわち包囲網であること、証明する踏み絵だと思ってます。反P17下(タカハシ)そうなればですよ、それを否定することは包囲網の、包囲網側の人間だということになるわけでしょ?(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_無意味_威力_確率的に当然にそうなります。

反P18中(タカハシ)あの、理解できるお話をしたら、あの、きちんと応じます、ただ、検察庁を信用してないですか、包囲網側の人間だとかやう言い方をされるんでしたら、まあちょっと、お話を聞くのも、ね(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_真の問題は信用するしないではなく、このサワダの件の巨大な事件性に反応しない異常性です。同時に既述の職権濫用による威力の意図を示唆しています。(私)じゃあ申し上げますが、私が言ったその、警視庁が全面否認しているという話を聞いてもなお信用しろとおっしゃるんですか? それ理不尽ではないんですか? どちらが理不尽ですか?

反P18下(私)わかり、詳細はわかりませんが、規定は、あの、検察官に対して出す、検察官が受理拒否の理由を、請求されれば説明するというふうなってるんですが、では、あそこにいらっしゃるのはトミザワさんですよね? 反P18下(トミザワ)私は検察庁の職員じゃないので。(説明)★★★★トミザワの不法行為1_無視_無根_職責放棄_このように私の呼び掛けに答えてから既知の間柄であり、20150501の申出事実を証明しています。また発言内容から検察庁としての責任追及を逃れようとする意図が鮮明です。

反P20中(タカハシ)不思議なのは、その、そこね、検察庁に向かってそれを、どうしても差し出すとおっしゃるのがよくわからないですね?(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_無意味_威力_信義則違反_愚問です。他に道は無く、許されざる職権濫用発言です。(私)(苦笑)だって起訴したいんだから起訴独占機関に出しかないんじゃないですか? 他に道は、他の道をご案内してください、そしたら。行政機関なんですよ? 我々には受け入れられませんが、こういう道があるよ、と案内するのが筋でしょ? 反P20中(タカハシ)どんな筋なんですか? わけがわからない、(説明)★★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_自痴化_(私)説明になってませんけども。受理していただきたいんですが? 理由が無いんでしたら。置いて帰りたいんですが? 反P20中(タカハシ)置いて帰っても、郵便で送り返すだけですよ。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_不当な受理拒否の予告です

甲5号反約書より抜粋(対象者:告訴告発担当の検察官、タカハシ、イチカワ)

反P3中(私)一番問題なのは、むしろあの、2番ですね。捜査着手しないことについて問題は有りませんか? というところなんです。これはもう、こちらに伺って三回目ぐらいから、あの、何度か申し上げてる点なんですけども。例えばですね、あのう、告訴状としては未完成であるのは認めますが、事実経過欄

や要件事実欄のその、事実記載を見れば、掲げた犯罪が推定できるはずだと思うんですよ? 更には、個別に明確な違法行為とゆうのを最近掲げてますんで、それらも目を向ければ、まあ、この、理由の三点ですね、公益の侵害がまず強く懸念されるのではないか?と。それから、元から言ってますように、ええ、生命の、切実な生命の危機に直面しておりますんで、まあ、ええ、反射的利得を超えて、ええ、生存権の侵害に当るのではないか?と。それから第三に、ええ、職権によって認知、認知して、してくださいとゆう要請がどこかに有るのではないか?と思うんで、それにも違背するのではないかと思われます。で、それで、あの、まあ、事件性の認識については何度かお訊ねしてますが、まだそれを判断する段階ではありません、とゆうお返事をしばしば頂いておりまして、ええ、ま、それについて、そのように明確に段階分けして割り切る事が通常の取扱なんでしょうか?とゆうことですね。ま、言葉を変えると、告訴状が完成するまでは事件性を判断しなくてもよいという根拠が有りますか? とゆうことなんですが。ま、仮定の話として今回ですね、今回、あの、少なくともいくつかの罪状について要件事実が確定したと思っておりますんで、今後、捜査が開始されないとゆうことになると、また次のじ、ステップとして、一部のつ、罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか?と、それについてもやっぱり正当性を、ええ、確認させていただきたく思います。(説明)この主張内容は、甲1の会見以降、毎回提出の被害届2018の中で掲げている「早急な捜査着手の要請」と概ね同じです。この甲は主に、不当な文面による差戻しと、この捜査要請の無視の二つの不当性について書面「前橋地検の不当と思われる対応について」(甲6)で抗議しました。結局彼らはこれらの要請にこの会見で答えなかつたのはもちろんのこと、今までほぼ一貫して無視し続けています。

反 P4 下(タカハシ)うん、今、ちょっと、それに絞って話しますよ。群馬県警本部長のね、監督責任を問う事が、この罪名でね、この罪名をね、群馬県警本部長に適用して、その趣旨とゆうのは監督責任を問うとゆうことですから、当てはまるのかどうか?ということですね。(私)要するに、組織的な犯行であるとゆうことが言いたいわけなんですが。それを隠 (タカハシ)私が言いたいのは、そうじゃなくて、刑法の犯罪見た時に処罰対象になるのか?ってゆうことを言いたいわけです。繰り返しますけれども、ほとんどのね、ここに掲げられてる罪ってゆうのは、犯人がという言い方をしてますよね? まあ、条文では犯人とは言いませんけども、要するに当事者がこれこれしたら罰するよという構成になりますよね? そこに当てはめられるんでしょうか? ということ申し上げてるんです。かつその趣旨としたらね、監督責任を問うと明確におっしゃってるわけですからね。なもんで、共犯だとそういうことを言っているわけでもなさそうです。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_無視_無根_職責放棄_警察組織については職権濫用による脅迫と隠蔽であるとする私の基本的主張は被害届2018や各告訴状で毎回、明確に記述しており、また時系列的にも一貫しています。組織犯罪である以上は全員が正犯もしくは共犯であり、被告訴人としてはその組織自体もしくはその代表者とするのが最も適切です。それなのに監督責任が不適当だの具体的な犯罪事実が無いだのというのは全くの詭弁であり、検察の隠蔽の意図も歴然です。これは私の基本的主張を無視している事と、否定する根拠を全く示していない事から二重の信義則違反です。ちなみにこの時の私の返事も甚だ不適当です。

反 P6 中(私)いや、それはたぶんご指摘の通りおかしいと思います。ただ警察関係は、この告訴状だけではなくて、全部同じ罪があの、全ての告訴状に対してあの、言えることなので、ま、すぐに完成できるとも人々思ってないんで、ま、今日、お訊ねしよう、すべく伺ってるわけなんですけども。少なくとも言えるのがその、脅迫罪と職権濫用罪と犯人藏匿なんですよ、その三、三、基本三セツなんんですけど。

反 P6 中(タカハシ)ううん、ちょっと、その基本セットってゆうのが私には理解できないんですよ。確認しますけどね、イマイさん、私がこうやってお話をすると、よろしいですか?(説明)タカハシの不法行為Ⅱ_★★★★★無視_無根_職責放棄_私の基本的主張を無視している事と、否定する根拠を全く示していない事から二重の信義則違反です。

反 P6 下(イチカワ)いだいた書類全部、こちらで写しを取らしていただいてますんで、何なら今、確認して来てもいいんですけど? あの、これは無いですよ、これは。

反 P7 上(タカハシ)私共、受け取った物は間違いなく写しを作成します。 (私)それはたいへん失礼致しました。そうするとまあ、ちょっとこれは、あのう、当然、内容を修正しないといけない。ううん。ええ、ま、今後の問題としてですね、ええ、例えばこの告訴状は、郵便局員の罪状についてはほぼ、完成しているんではないか? と思うんですよ。つまり要件事実を満たしてる罪名が有るとゆう状態だと思うんですが、こうゆう状態で、まあ、たとえば警察に対する罪状が未完成だからといって、捜査にお、踏み切っていただけないものなのでしょうか? というのがまあ、3頁目の中段の質問なんですけど。こちらですね、 (タカハシ)ここですか? (私)ええ、 反 P7 中(タカハシ) これ、要件、一部の罪が要件事実を満たしているってゆうのは、それはイマイさんのお考えですよね?(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅲ_発言類型4_職責放棄_無視_無根_無意味_威力_言い切る根拠がありません。不備箇所を明示せよと要求します (私)(苦笑)それはそうですよ。だけど、本を見ながらあの、一字一句吟味したんで、おそらくは、そ、そう、そうだと思うんですが?

反 P7 中(タカハシ)この文章ってゆうのは、満たしているだけではって、これがもう前提なんなってますけど、満たしてるということが、うん、この前提の部分がもうイマイさんのお考えなんで、ええ、(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_発言類型4_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_威力_言い切る根拠がありません。不備箇所を明示を求めています。

反 P7 下(私)ああ、それはそうなんですが、私としては、それは、あの、差戻しする場合には避けて通れないような、あの、回答になるのかな? と思って例示してますですが? 反 P8 上(タカハシ)このような例示をすることが避けて通れないということですか? 私共への告訴なんで、その避けて通れない範囲っていうのも、そこはイマイさんのお考えですよね?(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅲ_ゾンビ化発言類型4_職責放棄_無視_無根_無意味_威力_言い切る根拠がありません。不備箇所を明示を求めています

反 P8 中(タカハシ)あのう、まあ、ここはね、避けて通れないへんの指摘だと思いますとおっしゃってますけども、ま、ここはもう、検察庁で判断させていただきます。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_職責放棄_無視_無根_言い切る根拠がありません。不備箇所を明示を求めています。不可避であるとの指摘を無視しています。 (私)はい、

反 P8 中(タカハシ)ね、で、クエスチョンマークが付いているとこ、ね、さっきのここ、ね、これはもうこの前提となる部分がね、あの、満たしているというとこが、ね、ちょっと疑問なんで、ええ、告訴状が完成するまで事件性の判断を保留する根拠はありますか? と、これは根拠はありますか? となってますけども、じゃあ、完成してないのに事件性を判断していいという根拠も逆に無いわけなんですね? これはつきり言って、はつきり言うと、もう告訴状が完成するまで事件性の判断をしなくてもよいという根拠は特段無いですね、これは。こんなに細かい事まで定めているってゆうのは、ね、条文だとか規定だとかそういうのは無いですよね、告訴状の完、完成だとか。だから通常、ま、これ一般的な

常識の話としてね、告訴状ってのが完成しないうちにね、あれやこれやってゆうのは、まず考えられないんじゃないでしょうかね?(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅰ_職責放棄_無視_無根_これが細かい事であろうはずがありません。事件性の認識基準であり核心部分です。それでは緊急の生命の危機に対応できない_生命の危機を看過することに正当性はありえない_という既述の抗議を無視しています。初めて根拠に触れたのは前進ですが、合理性がありません。

反P9中(私)ええ、要請なり義務が無ければ、いくらそのような、あのう、条文が有っても、認知のその義務が生じないですね? 義務と言うか、何だ? 反P9中(タカハシ)ま、条文は有りますか? ということなんで、ちょっと私は今のところ、心当たりは無いですね。まあ、②にしても、ね、どのような場合に捜査の必要を認めるか?について犯罪捜査規範に当るような条文は有るか? という話なんですけども、ま、これもちょっと心当たりは、ね。(説明)★★★職責放棄_無視_無根この直前の職責についても同じですが、全く答えていません。弁護士達もそうですが、このように包囲網は私に一切の法的示唆を与えようとしません。刑訴法239条2(公務員の犯罪告発義務)についても、私が自力で発見した条文です。検察が自らの職責について、これに触れない事自体が異常です。 (私)犯罪捜査規範そのものは、反P9中(タカハシ) またこれは、告訴告発と違う話なんですね、あのう、私の答える範囲ってゆうのは限定的になりますけれども? まあ、たとえね、あの、どんな理由でとか、どんな必要性が有って? というのがちょっとわからないんで、それに応じて、適切なね、対応っていうのも、ちょっとこれだとよくわからないんでね。(説明)★★★職責放棄_無視_無根(詭弁)_違う話などではありません。「早期捜査着手の要請」と密接に関連しています。

反P10中(私)(苦笑)じゃ、読み上げましょうか? ええ、ですから、その脅迫の意図は、ええ、説明が先か? ええ、2009.2.20のさいたま市での告訴人の叔母太田まり子の変死の真相が実は殺害であると、で、その殺害が、当時の東村山郵便局が年賀状の内容を漏洩させたことによって引き起こされた疑いが強いと。したがって、サイトウ配達員のこれらの一連の犯行はその真相の隠蔽、組織的隠蔽を目的とした無言の脅迫行為と思われます。 反P10中(タカハシ)なぜ、そこにつながるのか? 私ちょっと理解が及ばないんですよね。(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_無視_無根_なぜそこにつながらないのか根拠がありません。私は合理的根拠を提示して訴えております。検察への説明の為に被害届や恣意性一覧表を創りました。その恣意性一覧表に基いて訊ねれば隠蔽が証明できます。(私)他に動機が有りますか? 説明できる理由が? 反P10下(タカハシ)いや、私あの、全てを知っているわけではないので、私がどうだの、理由をそんな申し述べることはできないです。(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_トドコロの「警察だつて見てたわけじゃないんだからわからないよ」と同種の詭弁です。事件性を否定する根拠になりません。(私)いやいや、そこに事件性は感じないわけですか? 極めて重大な事件性だと思いますが? 他に動機に当るもののが有り、思い浮かばない以上、書かれている通りの脅迫だと思って進めるしかないんじゃないですか? 反P11上(タカハシ)いや、そんなことはないですよ、ええ。それはイマイさんがおっしゃるお考えですから。(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型4_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_威力_事件性を否定する根拠が有りません。(私)じゃ、何%で脅迫で、何%で脅迫じゃないと思ってらっしゃるんですか? 反P11上(タカハシ)なん、何のパーセンテージの話ですか?(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_脅迫の心証に決まってます。それ以外に取りようが有りません。(私)いや、確率です、思ってらっしゃる心

証の確率です。 反 P11 上(タカハシ)あのね、先ほど来ね、あの、私の考えだとか、どう思ってるか? つて訊かれますけども、私あの、こ、イマイさん側でね、全ての事情把握してるわけじゃないんで、お答えしようが有りません、そうゆうのは。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_詭弁です。事件性を否定する根拠になりません。 (私)いやいや、そこを判断しないと、そもそも捜査って着手できないんじゃないですか? そうゆう事ばかりだから。 反 P11 上(タカハシ) おっしゃってる意味があんまり私、よくわからない。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_白痴化_事件性の判断という職責がわからないうです。 (私)重大な事件性のポイントだと思うんですが? 反 P11 上(タカハシ)そこがわからないうと、とおっしゃるんですけども、そこ、ってのがよくわからない。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_白痴化_つまり全てがわからないうです。事件性を否定する根拠が有りません。 (私)(苦笑)他に、他にあの、脅迫以外に説明していただけるなんら、してみて下さい? 反 P11 上(タカハシ)私のほら、説明だとかそういうのってできないですよね? 事情を把握しているわけじゃないんですから。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_白痴化_詐弁です。事件性を否定する根拠が有りません。 (私)説明しようが無いような事をなせするのか? というところに事件性をお感じなんなりませんか? 反 P11 中(タカハシ)だから、何ともお答えしようがありませんよ。繰り返します、さっきの。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_白痴化_事件性を否定する根拠が有りません (私)それに答えるべく、捜査が必要なんじゃないでしょうか? 反 P11 中(タカハシ)いや、そういう理屈ではないですよね? 答えるべく、捜査が必要とか。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_白痴化_話を逸らして逃げようとしてます。 (私)重大な不審点ですよね? 答えようが無い事態とゆうのは?

反 P12 中(私)ううんまあ、全て書いて有るかどうかわからんけど、主要な事は書いて有りますんで、ここに書かれてある事項がなぜ私に対して起きてるのか? という蓋然性を考えれば、完全に、包囲網の存在を認めざるをえないだろうな? と思ってます。 反 P12 中(タカハシ)まあ、結局のところね、その包囲網の存在ってゆうことをおっしゃるんでしようね?(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_これは恣意性一覧表のことです。否定する根拠を示していません。

反 P13 中(私)はい、ですからここに書いてあるとおり、告訴状の中の一部の罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか? というのを繰り返しお訊ねしてるんですが? 反 P13 中(タカハシ)繰り返し、じゃ、お答えすることなりますけども、要件事実がみた、要件事実を満たしているという前提での、それは文章ですよね?(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_発言類型4_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_威力_否定する根拠が有りません。その提示を求めてます。 (私)だから満たしてないと言うんだったら、具体的におっしゃってください、どこがどうなのが。 反 P13 中(タカハシ)さっきも、いくつかの部分で、罪名で、事実が特定できでないとか、あの、これはちょっと無理だったみたいな話もしますよね?(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_二事が万事の論理で全てを受付拒否しようとしています。 (私)いや、それは、この二つ以外の罪状ですよね? 私文書偽造と住居侵入については、問題有るんですか? 反 P14 上(私)ですからね、最初から、最初の最初から、私は生命の危機、命を狙われてると、脅迫として。

それも複数の脅迫に、あ、生命を害する旨の脅迫に遭ってるとゆうことを主張して、その中で起っている事件、これも脅迫である疑いを全く否定できないわけですね？それについて、私文書偽造と、それから住居侵入とゆう要件事実が、を満たしている段階で、捜査を開始しない理由、正当性が有るんですか？と言つてなんですが。状況的に考えれば、これも脅迫である可能性を全く棄てきれないどころか、まあ、99%ぐらいはそう思つていただるべきケースなんですが？そういう状況において捜査に着手しない正当性が有るんでしょうか？と。それは裁量の問題を超えてるんじやないか？と私は指摘してるわけです。個人の生命まで犠牲にしていいなんて裁によつて、裁量は、たとえ国家であろうと、有るわけがない。それからついでに言いますと、あの、弁護士にも、立て続けに11人に断られ続けている状況で、いつまで経つても引き受けて貰える相手も居ない、相談しても、全く示唆を与えないという対応を受けてます。そういう状況によつて、あの、どこにも相談しようがないという状態で、普通の取扱ですって言って普通に突っぱねられても困るんですね？私の場合は、そういうご事情も理解していただかべきかと思ひます？

反 P14 下(私)はい？まあ、見てる団体が違うのかもしれません。とゆうか何度も、戻りますけども、ま、とゆう二つの罪状に加えて、沼田、沼田署の対応がまさに異常ですよね？現場検証を放棄した上に告訴状まで無視してるんですよ？そういうありえない対応もあわせて考えましたら、書いて有る通り、郵便局の異常と、沼田署の対応の異常とを考え合わせれば、蓋然性として何か有ると、脅迫の動機を推定していただけるんではないかと思うんですが？ま、脅迫と言いつれなくとも、少なくとも隠蔽ですね、明らかに、事実として。沼田署の対応は隠蔽を示唆してます。何の為に隠蔽するか？それは、もっと大きな前が有るからです。無視することが必ずしも違法とは言えないと前、おっしゃつたが、その点の違法性について詳しく、あ、そこを改訂してますね、説明し直しております。まず、ええ、行為面から言うと、ええ、少なくとも私と同様に無視されたら、誰もその機関を利用できなくなりますから、ま、ええ、私限りの不公平など、差別的取扱として平等権の侵害に当ると思います。それから結果面から言うと、ええ、そもそも警察法2条等の明確な作為義務に基いて訴えを起こしてるのであって、それに対して何も連絡が無ければ、当然、期待した作為がいはずれは実現されるものと思って待ち続けます。それをしなかつたということは、ああ、そういう可能性を意図的にいつまでも繋ぎ止めておいたということであつて、機会損失として、控制への移行を妨害したということになり、ええ、告訴の妨害でありますから、ええ、根拠法や刑事訴訟法に基く生存権の侵害に当ります。

反 P15 中(私)主に、主に、主に警察組織ですね、三県警の対応を全部、念頭に置いて言つてるのである。これ一般論としてここに書いてますんで、警察だけでなく、あの、例えば人権擁護機関もこれ念頭には置いてます。だからあの、警察法と言わず根拠法と書いてるわけなんですけど。で、第二に、こっちのほうが重要ですが、特に捜査機関が被害届を無視すればその後も当然に被害は続きます。これはあの、考える余地が無いですね？で、ですから職責、ええ、例えば警察法第2条に犯罪の予防というのが明確に謳われてますが、それに基く予見義務違反である、ないしは結果回避義務違反であります、これももう争う余地無いと思います。人権侵害であることは自明です。

反 P15 下(私)はい、ですから何度も申し上げてますが、まだお答えいただいてないんですが？それを返送されるとゆうことで、お答え、もってお答えとしていただいてもいいですよ？一部の罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか？というのを、本日の提出をもって見極めたいと。反 P15 下(タカハシ) うん、そこで言つて、要件事実を満たしているのでは？というのは、

これを前提にお話してゐるわけですよね？ ね？ それはもうイマイさんのお考へなんで、あの、それにはちょっとお答えできません。満たしているというのはイマイさんのお考へなわけじょ？ うん、それは満たしてゐるかどうかってゆうのはこちらの判断でゆう事もありますんで。(説明)★★★タカハシの不法行為Ⅲ ゾンビ化 発言類型4 職責放棄 抗議を無視 無根 無意味 威力 否定する根拠を示していません。なお、これ以後の会話は、抗議文書の取扱いに関するやりとりが続きます。ここで彼らがこの抗議文書の取扱いに神経質だったのは、事件事務規程第6章第191条の不服申立事件としての対応に苦慮したためと推定されます。一方で、毎回提出している、これと同趣旨の被害届2018の「早期捜査着手の要請」欄には無頓着であることから、検察が告訴状としての不備を口実にして私の主張に一切対応しない方針であることを裏付けています。

反P18下(タカハシ) あのね、イマイさん、申し上げとりますけども、私共二人だけで考へて二人だけで判断とかしてゐるわけでは当然ないんですよ。組織ですから、ええ。あの、当然、上司、検察官の判断を仰いで対応しますから、そこをね、あの、承知しといてください、はい。個人的な考へでな、何かしてるとかそういうことじやありませんから。ま、これ書いてもらつたの、ここちょっと、ハンコ押しといてもらつてもいいですか？ この人達に抗議をするみたいな話に見えちゃうんだよね。

甲9号反約書より抜粋(対象者:告訴告発担当の検察官、サトウ、イチカワ)

反P3上(私) そうですね、はい、ま、最も違法性が高いのは裁判所だと思います。次が人権相談所、後は群馬県警と警視庁ですね。その4つが、ま、さしあたり一番、違法性が高いと思います。反P3上(イチカワ)でも、群馬県警ってあれですよね、けつこう案件的に、どの告訴状にも跨つてますよね？ (私) あ、そうゆう意味じやなくて猶続ですね、だから告訴状Bです。だから告訴状で言うと、AとBとIとLですね、ABIL。

反P3中(私) (中略)適用法理についてはかなり、まあ、その都度、見直しております。(中略)公務員はまあ、基本的に刑訴法239条を、まあ、根拠に、ええ、それに基く、ま、ええ、生存権の侵害を訴えております。

反P3下(私) わかりました、なん、あの、まあ、被害届にも書いております通り、まあ、特に猶続関係についてではあの、差し迫ったあの、生命の危機にあると認識しておりますんで、なるべく早めのご対応をお願いいたします。反P3下(サトウ) ま、そら、内容、ま、量がね、あまりにもたくさん有り過ぎるんで、(説明)この録音自体には大きな違法性は無く、この約二ヶ月後に、またしても不当な差戻しを繰り返した事に尽きます。

甲12号反約書より抜粋(対象者:告訴告発担当の検察官、サトウ、イチカワ)

(説明)この会見では、抗議文書「20180720前橋地方検察庁・告訴告発担当の不当な対応に対する抗議」(甲11)を提示して抗議し、I速やかに各告訴状の事件性を認識してください、II差戻した各告訴状について不備箇所をはっきり示してください、という二つを要請しました。

反P1上(サトウ) えと、同じ物を？ 別の物をじやなくて、同じ物をまた出すってことですか？ (私) ええ、直しようがないんですよ。私は完成したつもりで出しているのにあの、どこが不備なのかわからぬいような戻し方では直しようがないもんですから。それでとりあえず、古いままで持つて来ました。(説明)このように不当性の根拠を明示して訴えております。この日の第一目的は不当な差戻しに抗議し、理由を

示させることでした。これが未決のまま再提出するのは本意ではありません。

反 P1 下(私)はい、ですから、議事録として、後での、告訴状の訂正に使う為です、直接的には。但し、その背景には、例えばあの、警視庁が、私が直接往訪して脅迫殺人を訴えているとゆう事実を全面否認しているという背景が有ります。これも同じ捜査機関がやっている事です。ですからそれを考えますと、やはり、ま、自衛策という意味も有るということです。ええと、お渡しした物をしばらく読んでいただいてもいいですし、あの、説明から先にさしてもらつてもかまいませんか?(説明)これは録音可否を巡つて毎度恒例のやりとりです。この話自体が巨大な事件性なのですが、全く無視しています。

反 P2 上(私)ええ、二ヶ月近く預かって、差戻しの理由が全くわからない状態で戻されたら不当としか言いようが無いですね? 反 P2 上(イチカワ)えと、書類を添付しておりますけども? (私)ええ、ですからそれを読んでもわかりませんが? 反 P2 上(イチカワ)うん、あの、理由はそちらに記載した通りですよ。(説明)★★★★★イチカワの不法行為Ⅲ ゾンビ化 職責放棄 抗議を無視 無根 不当の理由を無視してます (私)いやいや、ですから理由んなってません。どこが不備なのかがわからない。

反 P2 上(イチカワ)だ、イマイさんとしては理由んなってないと、で、それに対して抗議文を出して、ええ、さらに告訴状を出すということですかね? (私)はい、それを元に、全ての要件事実を見直すとゆうのも、また、無駄な話ですからね、私としては完成したつもりで出している物ですから。

反 P2 中(私)ですからその然るべき認識に、返事んなってないと言つてるんです。不正当性を指摘しております。反 P2 中(イチカワ)うん、それイマイさんのお考えってことですよね?(説明)★★★★★イチカワの不法行為Ⅲ ゾンビ化 発言類型4 職責放棄 抗議を無視 無根 無意味 威力 不備箇所が特定できないという指摘をその場で確認するのはたやすい事なのに、それをしないで、このように根拠無く私の主張を否定する趣旨の事を言い張るのは著しい信義則違反です (私)いやいや、世間一般にそうなるでしょ? 当然に。単純にその場でわけのわからない文面で戻したんと違うんですよ。その間に2ヶ月預かってるんですよ、物凄く不當だと思いますが、いかがですか? 反 P2 中(イチカワ)そしたら、これと告訴状お預かりするってゆう形でよろしいですか?(説明)★★★★★イチカワの不法行為Ⅲ 職責放棄 抗議を無視 無根 普通に考えれば、これは抗議の正当性を認めて譲歩した形だと解釈できるのですが、結果的にはこの日の抗議も完全に無視し、その後も不正当な差戻しを繰り返します。そうすると、この時いったい何の為に安易に預かったのでしょうか? これは詐欺的だと思います。 (私)ええと、だ、理由が有つて戻されたんですよね? 反 P2 中(イチカワ)ですからそれは、書面に記載して有る通りですとお答えしております。(説明)★★★★★イチカワの不法行為Ⅲ ゾンビ化 職責放棄 抗議を無視 無根 不備箇所が特定できないという指摘を無視しています。脈絡として前項の答えとも矛盾しています。

反 P2 下(私)もう一つ、はい、もう一つ、第一番目に書いてある通り、事件性の認識というのは、告訴状が完成しているか否かとはまた別の判断のはずです。それを今まで私はあの、わかつてはいましたが、いちおう受け入れて来ました。だけども、生命の危機にある状態で、あのう、まだ事件性を判断する段階ではありません、などという論理は通用しません。正当性は無いです。なぜなら、国民の生命を犠牲にして成り立つ国家は無いからです。それは中学レベルの常識です。だから、私が生命にあることを認識してらっしゃらないのか、もしくは個別の事件性を認めようとしてらっしゃらないのか、いずれかだと思うんですが、それをはっきりさせたいなど。

反 P3 上(イチカワ)うん、まあ、二人にとゆうか、あの、今までの返戻もそうですし、前橋地検としての

判断になるわけです。そんな我々二人だけで勝手にやってるわけではないので。

P4 中(私)ええ、この書面はあの、いち、う、その都度コピーを取られているということなんで、そちらに控えが有ると考えてよろしいんですね？この内容を把握されてるという認識でよろしいんですね？

P4 中(イチカワ)もちろん把握しております。(私)たとえば、脅迫殺人の存否についてですね、警察が、被害届、回答期限を切られている被害届を無視して、本人に全く連絡を取らずに勝手に結了させるということが、そもそもありますか？故意性ないし蓋然性の問題として。そこには大きな特別の意図を感じるのが普通ですよね？事件性の指摘ですけども？P4 下(サトウ)それはまあ、イマイさんの考え方と、(説明)★★★★★サトウの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型4_職責放棄_無視無根_無意味_威力_否定する根拠がありません。(私)考えではないです。標準的な取扱ではないってゆうのは自明ですよね？犯罪捜査規範65条、内容が不明であれば本人に連絡を取るという規定なんつてます。その通り、まず規定通りのハンドリングではないとゆうことですね？更には回答期限求めてるんですよ？はっきり、冒頭頁で。それを無視するって何事？P4 下(サトウ)それはイマイさんが求めただけですよね？警察が了解したわけじゃないですよね？(説明)★★★★★サトウの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_告訴状Aの内容を無視します。理由を告知しなければ違法な受理拒否に当るのは自明です。これは警視庁側の言い分そのものでありまさに包囲網としての自白です。(私)了解が要る事なんですか？納税者がきちんと書面で求めてるんですよ？それを無視するってどうゆう事なんですか？そうゆうことが有りうるんですか？そんな前例が有るんですか？私の他に、有るわけ無いでしょ？そんな事考えればわかるでしょ？そら一億分の一の確率しかないんですよ、そんなことは。まずそうゆう蓋然性の上に、さらに、その回答期限日に一万分の一の確率で叔母が亡くなってるんです、変死してるんです。それを事件性が無いと判断できますか？

99.99999%は脅迫殺人ですよね？どうゆう確率を見積もってらっしゃいますか？皆さん、反P5上(サトウ)確率の話をする段階じゃないですよ。(説明)★★★★★サトウの不法行為Ⅰ_職責放棄_抗議を無視_無根_反P2下の「まだ事件性を判断する段階ではない」という論理に正当性は無い」とする私の主張に反論しなかったのにここで根拠無く無視しています。(私)いや、確率の話でしょ？全部。だって事実でないんでしょ？捜査機関の仕事は全て確率の話ですよね？事実だけを拾うんだったらそら楽ですけども、それじゃ仕事なんないですよね？捜査機関は、全て確率で判断してらっしゃるわけでしょ？まずそれが大きな一つ目の事件性ですね。それから二つ目は、獵銃脅迫事件の事件性です。反P5上(イチカワ)うん、あの、そのあたりも、きちんと読んでね、あの把握しておりますので、あらためて(説明)★★★このように読み上げを必ず妨害します。(私)いやだからね、まず狙撃自体、直線距離30m、相対で、いきなりズドンという行為が普通の行為ですか？それも蓋然性一億分の一の、ええ、確率の問題ですよね？私の他に誰もそんなことされる人は居ません。一億分の一だか七十億分の一だかわかりませんが、そう思いませんか？そんなことが有ったとゆう話を聞いたこと有りますか？そうゆう絶対やらないような事を敢えてやったのはなぜですか？そこ、そこにまず蓋然性を感じてください、故意性、犯罪であると。更にその16日後、私の通り道が血だらけになりました。その現場検証をして帰った、わずか1時間あまりの後に、今度は猪の死骸が二匹置かれてました。夕暮れの帰り道に。それに、それらの血痕と死骸の件について全く人為性を排除してる警察とはいったい何なんですか？当然、人為性が一番高いわけなんですよ？それを完全に排除する根拠は何も無いのに、排除して判断し、それを指摘しても全く見直さない。更に指摘すれば、もうあとは無視、一方的に無視の状態に陥つ

てます。その圧倒的な事件性とゆうか犯罪性の高さを認識してください。少なくともその二つがメインです。更に、今度は事件性ではなくて人権相談所については完全にこれ事実です。事実として違法な事をやっています。虚偽の理由を二回用いて受付拒否してます、不当に。これは事実です、100%の。私はそれを犯罪だと主張します。それをきよ、あの、否定する根拠が有るんであれば示してください。というような事を今まで訴えて来たにもかかわらず、相変わらず5回同じ文面でお戻しになっているというところは意図的な脅迫だと思っております、皆さんがたの。つまり犯罪です。それを改めようとしなさいんであれば、このまま要件事実として取り込んで告訴を進めます。一つだけ教えて下さい。もし、皆さんのが今後も同じ対応を続けた場合、私は誰に対して告訴したら、すべきなんでしょうか？ 反 P5 上(サトウ)検察庁に告訴を希望するのであれば、私のほうで預ります。(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根(虚偽)_職責放棄_適法への期待可能性が無いので内部牽制を求めてます。組織として内部牽制の体制が無い事は考えられません。

反 P6 上(私)それはそうですね。ですから受理拒否するんであれば受理拒否してほしいんですよ。それはそちらのご勝手でしょう？ 受理拒否にしたくないから、そうやって預かっておぶらりんにしているだけですよね？ 次の段階に移行を阻止したいと、そうゆう趣旨ですよね？ 反 P6 中(サトウ)あの、少なくとも次の段階に行くのを阻止したいとか、そういう気持ちは有りませんので、イマイさんのほうで次の段階に行きたいのであればご自由にやってもらってけっこうです。 (私)いやいや、ですから、受理拒否の通知を下さい。通知して下さい、理由を。その番号を発番して下さい。 反 P6 中(サトウ)それはここに書いて有る通りです。(説明)★★★★★サトウの不法行為III_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_受理しない理由の通知は刑訴法261条の規定による要請ですが、これを差戻理由に話をすり替えています。不当な受理拒否への控制が無いので、不当な不起訴処分として手続要求せざるをえません (私)え？ いや、そうじゃなくて、 反 P6 中(サトウ)返送している理由はここに有る通りです。 (私)いや、理由んなってないと言ってるんです。日本語んなってませんよ？ 理由んなってないんです。 ジや、どこが？ ジやあ、この文書で示して下さい、出した物で。どこがどうなんですか？ 理由んなってません、日本語んなってません。 反 P6 中(イチカワ)うん、あの、そのやりとりをしてもですね、結局ね、あの、今日の冒頭からもそうですけど、平行線になるんでしょうから。(説明)★★★★★イチカワの不法行為III_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_不備箇所が特定できないという指摘を無視しています。 (私)いや、平行線にな、するつもりなんでしたら上司を出してください。 反 P6 中(イチカワ)書類を出したいとゆうことであれば、お預かりします。(説明)★★★★★イチカワの不法行為III_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_不当な差戻しへの抗議に答えないで抗告の要請しているのに無視しています。 (私)上司には相談してるとおっしゃってますが、それが信用し切れないとゆう面もあります。相談なさっている、相談を受けているかたが居らっしゃってるんであれば、そのかたの意見を聞きたいし、そのかたも同じ意見なんであれば、組織の長としての意見を聞きたいです。見解を質したいです。不当性を指摘しておりますが、何らお答えをいただけませんが、どういうことなんでしょうか？と。

反 P6 上(サトウ)告訴の段階、今の段階ではお会いする事は有りません。(説明)★★★★★サトウの不法行為I_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_またしても勝手に段階論です。 (私)いや、だったら不当性、あの、指摘してる不当性に答えて下さい。そうでないと私はあの、不当性を主張しに、直接、上に昇って行かないといけないんですが？

反 P1 中(私)なぜ? 繰り返しますが、あの、検察は私が言うまでもなく、起訴独占機関なんですよね? 刑事的な。その機関が犯罪を隠蔽するとゆうことになると、その刑事的責任も独占的に重いと思うんですか? それは言うまでもないですよね? 私はただ、戻していただいた理由をお訊ねしてるだけなんですか? 直接的には。理由が有るから戻したんですね? ただ私としては、12もの色々な種類が有る中で、同じようなパターンの理由がまだ残っているとは信じられないんです、率直な話。それぞれ事情は異なるはずなのに、全てを一緒に戻して来てるってゆうのがおかしいなと感じます。たぶん、この中には、そのまま通るのも、通ってるのも有るんじゃないか? と、問題の無いのも有るんじゃないか? と正直、思ってます。これは、正直なところ、その上司のかたのご意見ですか? この差戻しは。 反 P1 中(サトウ)検察庁としての意見です。

甲 14 号反約書より抜粋(対象者:告訴告発担当の検察官、サトウ、イチカワ)

反 P1 上(私)ええ、まあ 7 月 20 日に不适当性を抗議文書での、提出したんですけれども、 (交換手) はいはい、 (私) それらに対して全く改善も無くまた同じ事を繰り返しておりますんで、その場合はあの、ええ、検さ、前橋地検の長の見解を質したいとゆうふうに明記しておりますので、ええ、長のかたをお願いしたいんですが。 (交換手) あ、はい、お待ち下さい、 (私) はい、 (イチカワ) もしもし、代りました、 (説明) ★★★信義則違反 これは交換手の過失と思われますが、私が理由を説明して前橋地検の長の見解を求めていたのに、無断で勝手に告訴告発担当に転送しています。もちろんこれは組織性な手続の妨害です。

反 P1 下(私)いや、戻していただいた文面から察して、もうお話しても無駄だと思うので、あの、う、抗議文書に書いてある通り、組織の長の見解を質したいんですが? 私が指摘した不适当性に何一つ答えていただいてませんけども? それで同じ事を繰り返されてますね? その無条件の不适当性について組織の長の見解を質したいんですが? もしもし? (イチカワ) もしもし、 (私) お答えが無いんですが? 少なくとも私はあの、告訴状を提出したいので、ええ、ご担当のお二人では、とゆうか告訴告発担当では内部牽制の問題として問題外だと思うんですが?

反 P1 下(私) 答えんなってませんが? 貴方がたを告訴したいと言つてるんです。貴方がたが受けたんじや、答えんなってませんけども? 妨害しないで代って下さい。 反 P2 上(イチカワ) いや、受けると言いますか、ええ、ひとまず窓口として受領するとゆうことですよね、 (説明) ★★★★★イチカワの不法行為IV ゾンビ化 抗議を無視 無根(虚偽) 職責放棄 適法への期待可能性が無い、具体的に言えば、きちんと他部署に渡すことが期待できないので他部署の内部牽制を求めているのに、組織として内部牽制の体制と窓口が無いとは考えられませんから虚偽と思われます。 (私) その窓口が不当だと言つてるんです、ですから他の窓口でないとあのう、形式不備でしょ?

反 P2 中(私) 貴方がたの告訴状だって言つてるんです。貴方がたに出てどうゆう意味が有るんですか? それでは内部牽制なんらないでしょ? 反 P2 中(イチカワ) うん、あの、我々個人に出すわけではないですね? (説明) ★★★★★イチカワの不法行為IV ゾンビ化 抗議を無視 無根(虚偽) 職責放棄 適法への期待可能性が無いので他部署の内部牽制を求めています。

反 P2 下(私) どちらとは? 私はさ、先ほどから前橋地方検察庁長官を指名してるんですが? (イチカワ) うん、要件は何ですかね? (私) 要件は貴方がたの告訴状を提出する為です。 (イチカワ) はい、で告訴ということであればこちらが担当です。ですのでこちらで承ると、何度も説明しております。

(説明)★★★★★イチカワの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_話の流れとして差戻しの不当性の抗議に答えないことについて組織の長の見解を質したいと訴えているのは明らかであり、言葉尻を捉えた手続妨害です。

反P3上(私)妨害してますよね? 貴方がたでは形式不備です。代ってください、他の人に。 反P3上(イチカワ)少々お待ちいただけますか? (私)はい、 反P3上(サトウ)あ、もしもし、はい、お電話代りました、あの、サトウですけども、(説明)★★★★★イチカワの不法行為IV_抗議を無視_無根_職責放棄_信義則違反_他の人とは他部署の人の事であるのは話の流れから明らかですから、これでは詐欺です。代った意味が有りません。

反P3上(サトウ)ええ、あの、告訴告発を担当する、担当するのはこちらになりますので、(私)いや、そうではなくて、告訴告発担当を告、告訴したいので、そ、それは別の部署でなれりや、意味が無いでしょ? 内部牽制として。(サトウ)いや、あのう、前橋地検ではこちらで担当することになってますから、他では担当はできません。(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根(虚偽)_職責放棄_適法への期待可能性が無いので、つまり、きちんと他部署に渡すことが期待できないので他部署の内部牽制を求めているのに、組織としてその窓口が無いとは考えられませんから虚偽と思われます。

反P3中(私)告訴告発担当以外の検察官に代ってください。 反P3中(サトウ)できません、(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_内部牽制を求めてます。(私)そうでなければ機能としておかしいでしょ? それ告訴の妨害ですよね? 自分らの。隠蔽そのものですよ? 直接的な隠蔽になりますけども? 反P3中(サトウ)それはあの、そちらのほうで、の受け止めかたっていう形になりますので、(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_発言類型4_抗議を無視_無根_職責放棄_無意味_威力_文字通り無視しています

反P3下(私)それは通常の窓口ですよね? それを告、告発するとゆう、告訴するとゆうのは非常、非常、非常時とゆうか、非常手段ですよね? そのルートを求めてるんです。 反P3下(サトウ)ええ、そのルートは有りません。(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根(虚偽)_職責放棄_無いはずはありません

反P3下(私)いやいや、別の検察官だって受付ける機能は有るでしょ? 法律上、受付ちゃ悪いなんて決まりは無いでしょ? だから他の、参考までに、参考までにじゃなくて、告訴状に名前を記したいので、サトウさんの上司の担当検察官の名前をおっしゃってください。 反P4上(サトウ)特に伝える必要は有りません。(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_二重の信義則違反_必要な理由を示して要請しているのに無視していますから手続妨害であり自決権の侵害です。(私)ええ、告訴状に書きたいんです。隠さないで下さい。 反P4上(サトウ)ええ、先ほどもお話しましたけれども、特に伝える必要は有りませんので。(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_二重の信義則違反_前項と同じ

時系列的事実経過

0 20150501 午後に前橋市大手町3-2-1 所在の前橋地検・一階ロビーのオープンスペースでトミザワに面会し、狙撃脅迫事件の被害を説明(甲18)したところ、「脅迫はともかく殺人未遂としては立件の余地はあります、本日の内容は担当検察官には報告しておきます」と言いました。

20171031 14:57 (甲 1) 前橋地検一階の被害者支援室において、タカハシとイチカワは以下の①～④の対応をしました。

①録音許可をめぐって威力を示したこと

最初にタカハシが録音する理由を訊いたので、第一目的は議事録だが自己防衛の意味もある、なぜなら警視庁が署内での生命への脅迫被害の訴えを否認した前例が有るからだ、と説明したのに、その事件性には触れずに「我々検察が信用できないのか?」と更に10回ほど執拗に同趣旨の発言を繰り返しました。

また「そんなに検察が信用できないなら、なぜ我々に告訴を続けるのか?」と二度も言いました。

②論理のすり替えと虚偽の発言を行ったこと

タカハシは告訴状の不備を理由に、まだ事件性を判断する段階ではない、と断言しました。

この発言は告訴状の完成基準の事件性の認識基準への論理のすり替えです。

また、私が生命の危機とその警察組織による隠蔽を訴えていたのは明らかであり、国民の生命を犠牲にして成り立つ国家はありえないことから、この発言は虚偽です。

③事件性の判断を回避し続けたこと

包囲網を信じようとしない彼らの為に、この日初めて被害届2017と蓋然性(恣意性)一覧表を使って説明しましたが、タカハシは根拠にはなりえない多数の詭弁を繰り出して事件性の判断をひたすら回避しました。これに対し私は、蓋然性一覧表の各事象の恣意性の高さは単独で充分であるから、それらを総合した場合に包囲網の実在に疑いは無いこと、事件性の判断は検査機関の役割であること、数字への反論は数字で示すべきこと、他に動機の説明がつかないこと、などの恣意性を強調して抗議し、事件性の判断を迫りました。

脅迫殺人の恣意性について詳しく説明しました。サワダの否認の件について何度も強調しました。

④告訴状を根拠無く受理拒否したこと

告訴状にいくつか不備類型が有ることを理由に、郵便局員の私文書偽造と住居侵入については何一つ不備の指摘をしないまま同一視し全てを差戻しました。

⑤一回目(甲 2) 私が 20171114 15:00 に前橋市大手町 3-2-1 所在の前橋地検一階にて提出した被害届2018と告訴状7通を被告訴人らは 20171220 付簡易書留便で不当な文面で差戻しました。

⑥二回目(甲 3) 私が 20180117 15:00 に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状5通を被告訴人らは 20180130 付簡易書留便で⑤(甲 2)と同じ文面で差戻しました。

⑦三回目(甲 4) 私が 20180205 15:00 に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状1通を被告訴人らは 20180208 付簡易書留便で⑥(甲 2)と同じ文面で差戻しました。

⑧20180216 15:00 頃(甲 5) 前橋地検一階の被害者支援室において、タカハシとイチカワは以下の対応をしました。

1. 甲 6 の抗議書面の中で以下の理由を挙げて早期の検査着手を要請しましたが、この会見では合理性の有る回答は無かった。①各告訴状の事実経過欄や②個別に明確な違法行為から罪名に掲げた犯罪が推定できるはず、③公益の侵害が強く懸念されるはず ④切実な生命の危機を訴えているので反射的利害を超えて、生存権の侵害に当るはず ⑤検察官の職権認知の要請に違背するはず したがって、⑥まだ事件性を判断する段階ではない、とする段階論にも、⑦一部の罪が要件事実を満たしていても検査に着手しないこと、にも正当性は無い

2 不備箇所が特定できない文面による差戻しに甲 6 の書面で抗議すると、提出物を預りにした
3 事件性の判断を求めたが、この日も詭弁を駆使してひたすら回避した
4 警察組織の職権濫用による脅迫と隠蔽であるとする私の基本的主張を承知のうえで、群馬県警本部長に監督責任では不適当だの具体的犯罪事実が無いだと詭弁を用いて告訴状を否認した組織犯罪である以上は全員が正犯もしくは共犯ですからいずれも失当です。

⑨四回目(甲 7) 私が 20180216 15:00 に前橋地検にて提出した被害届 2018 と告訴状 1 通を被告訴人らは 20180226 付簡易書留便で⑤(甲 2)と同じ文面で差戻しました。

⑩20180319 13:28(甲 8)に前橋地検において、私が被害届 2018 と告訴状 A～L 計 12 通を提出しようとしたところ、タカハシは「一旦告訴状を提出したら検察からの連絡があるまでは追加や差替をしない」という取決めを貴方はまたも破った」として、執拗に私に抗議しました。

また犯罪事実が特定されていないという不備が残っているか否か訊ねたのに無視しました。

⑪五回目(甲 10) 私が 20180409 14:58(甲 9) に前橋地検で提出した被害届 2018 と告訴状 12 通(=甲 15)を被告訴人らは 20180531 付簡易書留便で⑤(甲 2)と同じ文面で差戻しました。

⑫20180720 13:23(甲 12) 前橋地検一階の被害者支援室において、サトウとイチカワは以下の対応をしました。

私が抗議文書「20180720 前橋地方検察庁・告訴告発担当の不当な対応に対する抗議」(甲 11)を提示して抗議し、I 速やかに各告訴状の事件性を認識してください、II 差戻した各告訴状について不備箇所をはっきり示してください、という二つを要請したのに対し、いずれにも応じる事無く、また何ら反論をせずに、とにかく全て預かって検討し直してみると言い張り続けたため、⑪と全く同じものを再提出しました。また、二人が止めるのを振り切って脅迫殺人(告訴状 A)、猟銃脅迫事件(告訴状 B)、人権相談所(告訴状 I)の事件性を読み上げ、確率数字で強調しました。

⑬六回目(甲 13) 私が 20180720 13:23(甲 12)に前橋地検で提出した被害届 2018 と告訴状 12 通(=甲 15)を被告訴人らは 20180731 付簡易書留便で⑤(甲 2)と同じ文面で差戻しました。

⑭20180802 10:30(甲 14) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地検への通話において、被疑者不詳①とサトウとイチカワは以下の対応をしました。

1 組織の長への取次ぎの申出を妨害したこと

不当性への抗議を無視して不当な差戻しを繰り返していることについて組織の長の見解を質したいと申出たのに、被疑者不詳①はイチカワに、イチカワはタカハシに、勝手に転送して妨害しました。

2 内部牽制の要請を虚偽を用いて妨害したこと

貴方がたの告訴であるから、適法への期待可能性が無いので、つまり、きちんと他部署に引き継ぐことが期待できないので他部署のかたへの取次ぎ願いますと明確に内部牽制を求めていました。

捜査機関に内部牽制の体制(窓口)が無いことは考えられませんから虚偽の発言と思われます。

3 理由を告げて上司の担当検察官の名前の告知を要請したのに無視して告訴を妨害したこと

⑮私が 20180803 付で簡易書留便で提出した被害届 2018 と告訴状 13 通等(甲 15+甲 16)を最高検察庁・被疑者不詳は 20180814 付簡易書留便で不当な文面で差戻しました(甲 17)。

以上

M準備書面(1)

本書は、被告の令和2年1月17日付け準備書面(1)に対し、包括的に反論するとともに、被告の白痴化答弁を打破すべく、焦点を絞ります。

第1 被告の答弁は、公然たる侮辱(人格否定)であり、犯人隠避です

既提出の具体的摘示を無視して、認否せずに否定のみであり、擬制自白です。
言い換えると、不当な受付拒否ではないことの抗弁事実を示しておりません。

第2 故意または過失であり、法律上保護された利益の侵害です

後述の通り、いずれも私の告訴を不当に受付拒否し、抗議をも無視し、妨害しました。
これらは職務上の故意または過失なので、法律上保護された利益の侵害です(甲21号書証)。
本件は、訴えた被害(包囲網による加害)が、①公益の侵害であること、②生命の危機の緊急の救済であること、③故意又は過失であること、により、適正な手続を受ける権利(憲法13条)や生命に対する権利(憲法13条、自由権規約6条)の侵害です。
また、当たり前に、信義則(民法1条)違反であり、公序良俗(民法90条)違反です。
被告の最高裁判例は、例外について舌足らずであり、甲21号の判例こそが、その真意です。

第3 被告の判例は、ケースが異なるので失当です

まず、私の場合は完全に無視されたケースですが、摘示の判例は違います。
次に、私は切実な生命の危機を訴えていましたが、摘示の判例は違います。
なお、脅迫殺人(A)事件や銃銃脅迫(B)事件などから、生命の危機と言えます。

第4 各県警同様、理由を告知しない不当な受付拒否(手続妨害)です

裁判所や検察庁や警察など、国家権力を直接行使する機関には、暗黙の社会的要請として、常に合理性が求められていることは、人権の歴史から考えても当然です。
警察の場合は、権力の濫用の予防という各根拠法の立法趣旨からも、被害の継続への回避義務からも、理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当たり前です。
被害の訴え(脅迫の疑い)を、常に、合理的根拠無く、無視していることは、常習的な、理由を告知しない受付拒否と言え、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法2条)の職責に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害です。
言い換えると、故意の観点の欠落に対する抗弁事実を、常に示しておりません。
また、不合理な判断は、既述の他、刑訴法189や239条2、犯罪捜査規範第4~5条への違反

であり、告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範第63条や刑事訴訟法第242条への違反です。
検察庁の場合も、理由も示さずに被害の訴えを無視することは許されません。
これらは、当り前の違法性を無視することによって、職責に因る作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。
しかし、違法性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。
この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。

第5 予見可能性に基く結果回避義務違反です

たとえ私の告訴状に不備が有ったとしても、私の提出物や説明から、将来的に掲げた犯罪を構成しうる事件であることが職権探知できたはずですから、「まだ事件性を判断する段階ではない」との論理を振りかざして、事件性の判断を回避し続けたことは、捜査機関としての瑕疵であり、不明瞭な同一文面での、延べ七回の差戻しは、起訴独占機関としての瑕疵であり、いずれも告訴の妨害であり、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反です。
捜査機関として、事件事務規程第3条や刑訴法230、239条2、261条などへの違反です。
起訴独占機関として、不起訴理由の告知の拒否(甲1、12)は、刑訴法261条違反です。

第6 「未だ事件性を判断する段階ではない」は虚偽であり差別です

これは「私の告訴状が未完成だから、完成するまでは事件性を判断しない」という趣旨であったことは、会話の流れなどから明らかですが、その論理を敷衍するならば、第一に、告訴状が未完成である限り、誰も捜査して貰えなくなることは自明であり、第二に、それでは緊急性に対応できない為、捜査機関として成り立たないことや、第三に、被害届だけから捜査に着手している実績が有ることから、論理破綻しており、私への差別的取扱いは自明です。
また、「告訴状が完成するまでは事件性を判断しない」ことの根拠は無い(甲5号反約書の発言13)と明言しながら、私への適用理由や適用基準を示さなかったことは論理則違反です。

第7 不明瞭な同一文面での、延べ七回の差戻しは欺罔であり差別です

「告訴事実が不明瞭」との表現だけでは不明瞭過ぎて謎掛けに等しく、不備箇所も不備類型も特定できません。

また、私の場合は、最大12告訴状で55罪に及ぶ為、何の手掛りも無いまま全てを一から見直すのは大変な無駄であり、現実問題として、これでは修正に着手できません。

更には後述の通り、その過度漠然性に何度も抗議したのに、改めなかったことは狂気です。
言い換えると、本当に不備が有るのか?虚偽ではないのか?との問い合わせに対する抗弁事実を示さないということですから、論理則違反であり、著しい信義則違反であり、人権侵害です。

また、提出から差戻しまでには、平均1か月前後の期間を徒過しますから、足し上げると、その間に当該事件の時効が進行し、その後の訴訟活動上の選択肢が減るなどの機会損失による損害が膨らみます。

これらを総合すると、過度漠然性ゆえに無効な指摘なので、程度問題として、手続目的たる告訴の妨害であり、この差戻書は無効です。

第8 不法行為を以下のように訂正し、一つに統合します

既堤出の通り、前橋地方検察庁のタカハシ、イチカワ、サトウ、トミザワと、最高検察庁の被疑者不詳は、共謀して、その職権を濫用して、「まだ事件性を判断する段階ではない」との虚偽の理由を用いて事件性の判断を先送りし続けたり(本書の第6)、私の再三の抗議を無視して、不明瞭な同一文面で、延べ七回の告訴状差戻しを強行したり(本書の第7)、被害者支援相談員トミザワが私の獵銃狙撃脅迫の被害の訴えを隠蔽したり、不起訴の理由の告知の要請を無視したり、虚偽の理由により、自らの告訴と内部牽制を妨害したり、抗告の要請を無視したり、上司の検察官の氏名を教えず隠避したり、後述の不当な発言の数々を重ねたりして、虚偽や欺罔や詭弁を多用し、その抗議も無視して、実質的に、不当に受付拒否し、私の告訴を妨害しました。

言い換えると、訴えた犯罪を否定する合理的根拠を、常に示しておらず、常習的な、理由を告知しない不当な受付拒否と言え、経験則違反に因る論理則違反です。

これらの対応は、全体の態様として手続妨害であり、その不当性が著しい為に、程度問題として、著しい信義則(民法1条)違反であり、公然たる侮辱(個人の尊厳の蹂躪)であり、職責と訴え内容の高度の事件性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法13条)や、平等権(憲法14条)の侵害であり、公序良俗(民法90条)違反であり、彼らの職務上の過失または過失であり、不法行為です。

これらによって私は、著しい屈辱や恐怖などの精神的苦痛を受けました。

第9 不法行為の基礎事実の補足

1 タカハシとサトウが「未だ事件性を判断する段階ではない」旨の虚偽を用いて差別したこと(発言5, 13, 18, 事実経過④, ⑧, ⑫) 本書の第6に既述の通りです。

2 抗議を無視した、不明瞭な同一文面での、延べ七回の差戻し(発言11, 12, 16, 事実経過⑤～⑨, ⑪～⑯, 甲2～甲7, 甲10～甲13, 甲15～甲17) 本書の第7に既述の通りです。

返戻者は、一回目から四回目はタカハシとイチカワ、五回目と六回目はサトウとイチカワ、七回目は最高検の被疑者不詳です。

⑤20171114 15:00 前橋地検にて告訴状7通他、20171220付で郵送差戻(一回目, 甲2)。

⑥20180117 15:00 前橋地検にて告訴状5通他、20180130付で郵送差戻(二回目, 甲3)。

⑦20180205 15:00 前橋地検にて告訴状1通他、20180208付で郵送差戻(三回目, 甲4)。

⑧20180216 15:00頃(甲5)、前橋地検にて書面(甲6)で抗議

⑨20180216 15:00 前橋地検にて告訴状1通他、20180226付で郵送差戻(四回目, 甲7)。

⑩20180409 14:58 前橋地検にて告訴状12通他(甲9)、20180531付郵送差戻(五回目, 甲10)。

⑪20180720 13:23(甲12)、前橋地検にて書面(甲11)で抗議

⑫20180720 13:23 前橋地検にて告訴状12通他(甲15)、20180731付郵送差戻(六回目, 甲13)。

⑬20180803付簡易書留にて告訴状13通他(甲15+甲16)、最高検察庁の被疑者不詳は、20180814付で簡易書留で差戻(七回目, 甲17)。

3 トミザワが獵銃脅迫事件(B)の被害申出を無視したこと(事実経過⑩, 甲18, 甲19)

「殺人未遂の余地を感じるので、担当検察官には報告する」との約束を反故にしたこと。
甲 1 反 P18 下でトミザワが、「私は検察庁の職員じゃないので。」(発言 10)と答えており、
私を既知であること(面会事実)を証明しています。

また、私から同庁のタカハシへの通話(甲 19)で、本件の消息を訊ねたのに無視しました。

4 タカハシとサトウが不起訴理由の告知の要請を無視したこと(発言 6, 21, 事実経過⑭)
告訴状不受理の直接的控制が無い為、不当な不起訴処分として理由の告知を要請しました。
つまり、刑訴法 261 条違反であり、準起訴手続(付審判)への移行を阻止する狙いです。

5 前橋地検サトウと被疑者不詳が抗告要請を無視したこと(発言 22, 23, 事実経過⑫, ⑭)

6 虚偽の理由により、自らの告訴と内部牽制を妨害したこと(発言 24, 25, 26, 事実経過⑭)
イチカワとサトウ。彼らの告訴状を本人達に渡しても、きちんと他部署に引き継ぐことが期待できません(適法への期待可能性が無い)し、捜査機関に内部牽制の体制(他の窓口)が無いことなど、有り得ませんから、虚偽です。

7 サトウが上司の検察官を隠避し、告訴を妨害したこと(発言 27, 事実経過⑭)

告訴目的と告知して、氏名を訊ねたのに、「伝える必要は無い」

8 以下の、不当な発言の数々を重ねたこと (★は違法性が高い)

タカハシ、イチカワ、サトウ、トミザワ、前橋地検の被疑者不詳。

会話の詳細は、各反証書や、平成年 12 月 20 日付け補足説明書に記述の通りです。

甲 1 号反約書(事実経過①から④、20171031 14:57 前橋地検(群馬県前橋市大手町 3-2-1)

一階での、私とタカハシ、イチカワとの会話)

1★ (甲 1 反 P1 上、P15 上、タカハシ) 説明を無視して「検察が信用できないのか?」と再三繰り返したことは、無意味な愚問 威力脅迫 経験則違反 論理則違反 事件性の無視

2 (甲 1 反 P5 下、タカハシ) タクシー営業での日常的な、顔パス(挙手した乗客の逃亡)の事件性を無視したこと 超稀有な決定的現象が一日 10 回以上、数年。 経験則違反

3★ (甲 1 反 P8 中、タカハシ) 「事件性を判断する仕事ではない」旨は虚偽
職責放棄 信義則違反 公序良俗違反

4★ (甲 1 反 P9 中、タカハシ) 場示した数字の根拠を訊ねておきながら、自らは頑なに判断を示そうとしない欺瞞 検察が判断すべきこと 職責放棄 論理則違反 信義則違反

5★ (甲 1 反 P11 下、タカハシ) 「未だ事件性を判断する段階ではない」旨は虚偽
既述の通り 職責放棄 信義則違反 公序良俗違反

6★ (甲 1 反 P12 下、P20 中、タカハシ) 告訴状不受理理由の告知要請を無視したこと
控制への移行の妨害 刑訴法 261 条違反 告訴妨害 信義則違反 公序良俗違反

7 (甲 1 反 P15 上、タカハシ) 警視庁サワダが、管轄署内での、包囲網の摘発と脅迫殺人の真相究明の要請を隠蔽した事件性を無視 無根 経験則違反 信義則違反 公序良俗違反

8★ (甲 1 反 P15 中、P15 下、P20 中、タカハシ) 「信用できないのに、なぜ検察への告訴に拘るのか?」は職権濫用の無意味な愚問 選択の余地の無い起訴独占機関 事件性を無視 威力脅迫 職責放棄 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

9 (甲 1 反 P17 上、中、下、タカハシ) 脅迫殺人(無視された被害届と叔母の変死との関連)

の事件性を無視 職責放棄 無根 経験則違反 論理則違反 信義則違反 公序良俗違反

10 (甲1反P18下、トミザワ)私は検察庁の職員じゃないので。既知の証明

告訴妨害 職責放棄 信義則違反 公序良俗違反

甲5号反約書(事実経過⑧、20180216 15:00頃 前橋地検一階での、私とタカハシ、イチカワとの会話)

11 (甲5反P3中、タカハシ)捜査着手の要請を無視したこと 理由無 事件性を無視 職責放棄 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

12★ 「告訴事実を満たしている罪が有るのに、捜査を始めない理由」を訊ねたのに、(甲5反P7中、タカハシ)「それはイマイさんのお考えですよね?」との無意味な言葉を三度重ね、結局無視したこと 本当に不備が有るのか?と訊ねているのに、理由ないし不備箇所を示さなかったこと 無根 論理則違反 職責放棄 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

13★ (甲5反P8中、タカハシ)「告訴状の完成までは事件性を判断しない」根拠は無いと答えながら、適用した理由ないし適用基準を示さなかったこと

無根 論理則違反 職責放棄 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

14★ (甲5反P9中、タカハシ)検察の職責の根拠に「心当たりは無い」は虚偽 職責放棄 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

15 (甲5反P11上、タカハシ)心証確率を訊ねたのに、「お答えしようが無い」旨を重ねたこと 職責放棄 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

甲12号反約書(事実経過⑫、20180720 13:23、前橋地検一階、私とサトウ、イチカワとの会話)

16★ 不備箇所が特定できないという抗議を認めようとしないまま、(甲12反P2中、イチカワ)「それイマイさんのお考えですよね?」との無意味な言葉を重ね、結局無視したこと 本当に不備が有るのか?と訊ねているのに、理由ないし不備箇所を示さなかったこと

告訴妨害 無根 論理則違反 職責放棄 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

17 警視庁による被害届の無視の事件性の見解を訊ねると、(甲12反P4下、サトウ)「それはまあ、イマイさんの考え方と」との無意味な言葉を重ね、結局無視したこと

職責放棄 論理則違反 経験則違反 信義則違反 公序良俗違反

18★ 脅迫殺人を力説し見解を問うと、(甲12反P5上、サトウ)「確率の話をする段階じゃないですよ。」旨は虚偽 既述の通り 職責放棄 信義則違反 公序良俗違反

19 (甲12反P5上、サトウ)猶銃脅迫事件の違法性を無視したこと

無根 論理則違反 経験則違反 公序良俗違反

20 (甲12反P5上、サトウ)人権相談所の違法性を無視したこと

無根 論理則違反 経験則違反 公序良俗違反

21★ (甲12反P6中、サトウ)告訴状不受理の理由の告知を求めたのに無視したこと

差戻しへの抗議を無視 論理則違反 信義則違反 公序良俗違反

準起訴手続などの控制への移行の妨害 刑訴法261条違反 告訴妨害

22★ (甲 12 反 P7 上、サトウ) 抗告の要請を無視したこと
無根 論理則違反 人権侵害 公序良俗違反

甲 14 号反約書(事実経過⑭、20180802 10:30、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧

3158-1)から前橋地検のサトウとイチカワとの通話)

23★ (甲 14 反 P1 上) 交換手(被疑者不詳)が、抗告の要請を無視したこと 前橋地検長の見解を問う為と告知済 無根 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

24★ (甲 14 反 P2 中、イチカワ) 貴方がたの告訴なので、貴方がたに渡しても内部牽制にならないから、他部署の者と代れと要請したのに、頑なに無視したこと

告訴妨害 無根 経験則違反 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

25★ (甲 14 反 P3 上、サトウ) 貴方がたの告訴なので、貴方がたに渡しても内部牽制にならないから、他部署の者と代れと要請したのに、頑なに無視したこと

告訴妨害 無根 経験則違反 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

26★ (甲 14 反 P3 下、サトウ) 非常時対応を含め、他のルートは無いと虚を言ったこと

告訴妨害 無根 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

27★ (甲 14 反 P4 上、サトウ) 告訴状に名前を記す為と告知して、上司の検察官の名前を訊ねたのに、伝える必要は無いと断ったこと 告訴妨害

無根 論理則違反 信義則違反 人権侵害 公序良俗違反

第 10 法令の摘示

検察の理念より抜粋

1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。

2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。

事件事務規程より抜粋

第 1 章 事件の受理 (受理手続を行う場合) 第 3 条 事件の受理手続は、次の場合に行う。(4) 検察官が告訴、告発、自首又は請求を受けたとき。

刑事訴訟法より抜粋 第 230 条 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

○2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第二百六十一条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

第 11 証拠の追加 甲 21 号書証と証拠説明書を追加します

以上

これは正本である。

令和2年6月17日

前橋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官

濱岡

伸

